

欧州委員会 SUP 指令 EPR 制度に基づくゴミ清掃費用基準ガイドライン

(一財) 化学研究評価機構
食品接触材料安全センター 石動正和

解説

欧州シングルユース指令 (SUPD) は 2019 年 6 月 5 日成立し、2021 年 7 月 3 日までに加盟国の国内法に移転された。SUPD は生産者に、第 9 条「分別収集」に基づき、当該製品の組織的な分別収集を義務化するとともに、第 8 条「拡大生産者責任 (EPR)」に基づき、当該製品のいわゆるポイ捨てゴミの清掃費用も課した。

加盟国はそれぞれ異なる EPR 制度を運用してきた。そのため SUPD の下、EPR 制度のゴミ清掃費用の計算方法をハーモナイズさせる必要が生じた。こうした必要性に対しガイドライン作成が求められたが、この間検討が始まった包装及び包装廃棄物規則 (PPWR) にも第 45 条拡大生産者責任 (EPR) があったため、全体的な整合性を図るべくその決定は遅れた。

2025 年 2 月 11 日 PPWR の発効を待って、2025 年 10 月 24 日上記ガイドラインは公布された。このため、ガイドラインの内容は、PPWR 第 6 条、附属書 II 表 2 リサイクル性能等級から将来導き出される費用負担のときにも参照されると予想される。

官報「欧州委員会通知 – 2019 年 6 月 5 日欧州議会及び閣僚理事会指令(EU) 2019/904 第 8 条(4)に基づきゴミ清掃費用に関する基準を定める欧州委員会ガイドライン」2025 年 10 月 24 日

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52025XC05646>

1 はじめに

本文書は、シングルユースプラスチック指令としても知られる、特定プラスチック製品の環境影響低減に関する指令 (EU) 2019/904 (1) (以下「指令」又は「SUP 指令」という) 第 8 条「拡大生産者責任」の解釈及び施行に関するガイダンスを提供するものである。本ガイ

ダンスは、包装及び包装廃棄物規則 2025/40 (2)、廃棄物に関する指令 2008/98/EC (3) (「廃棄物枠組み指令」又は「指令 2008/98/EC」)、及び都市下水処理に関する指令 (EU) 2024/3019 (4) と整合している。

本ガイドラインは、加盟国による本法の施行を支援することを目的としている。内容(例を含む)は、欧州委員会による適用可能な法的枠組みの見解及び解釈を反映したものであり、法的拘束力を有するものではない。加盟国は、各国の事情及び既存の制度の特殊性を考慮できる。従って、加盟国は本ガイドラインに記載されている全ての側面に従わなくても構わない。EU法規の拘束力ある解釈は、欧州連合司法裁判所の専属管轄権である。

拡大生産者責任(EPR)とは、製品の製造者が製品のライフサイクルにおける廃棄物段階の管理について、財務的責任、又は財務的かつ組織的な責任を負うという一連の要件を規定するものである(SUP指令第3条参照)。SUP指令第8条は、加盟国に対し、廃棄物枠組み指令第8条及び第8a条に規定されている要件に加え、一定の要件を満たすEPR制度を構築することを義務付けている。こうした追加要件は、SUP指令第8条(2)(c)及び第8条(3)(b)に規定されている。これは、附属書パートE第I節、第II節及び第III節に列挙されているシングルユースプラスチック製品の製造者が、「当該製品から生じるゴミ清掃費用並びにその後の当該ゴミの輸送及び処理費用」を負担することを確保するという加盟国の義務に関するものである。これらの製品は以下のとおり：

- 食品容器
- 袋及び包装
- 飲料容器
- 飲料用カップ
- 軽量プラスチック製レジ袋
- ウェットティッシュ
- 風船
- フィルター付きタバコ製品及びタバコ製品と併用するフィルター(ガイドラインでは「フィルター」と称する)

SUP指令第8条(4)は、欧州委員会に対し、加盟国と協議の上、これらの製品から発生するゴミ清掃費用並びにその後の輸送及び処理費用に関する基準となるガイドラインを公表することを義務付けている。

このガイダンスには、ゴミ清掃費用に関する主要原則が含まれており、関連用語の共通理解のための根拠を提供することでEPR義務範囲を明確にし、ゴミ収集及び関連活動にかかる費用の算定方法、並びに公共の場所に散乱・収集された廃棄物に含まれるSUP製品の量の

算定方法、並びに生産者への費用配分方法を提案している。

本文書は、指令に基づき生産者が負担すべき費用の範囲内であると欧州委員会が判断した活動の例も示している。本ガイダンス及びこれらの例は網羅的なものではない。また、フィルターに関して、EU 及びその加盟国は WHO タバコ規制枠組条約 (FCTC) (5) の締約国であり、これにより、同条約の規定を適用する法的義務を負っていることに留意されたい (第 7 節参照)。

具体的なゴミ除去政策を決定するのは加盟国の責任であることを念頭に置くべきである。これらの政策は、SUP 指令第 11 条及び廃棄物枠組み指令第 28 条に規定される廃棄物管理計画の一部とする必要がある。また、これらの政策は、海洋戦略枠組み指令 2008/56/EC(6) 第 13 条に規定される措置プログラムの一部とする必要がある。これらは、都市下水処理指令 (EU) 2024/3019 第 17 条に規定される国家実施プログラムによってもカバーされ得る。生産者が負担する必要がある関連費用は、これらの政策によって決まる。入手可能なデータに応じ、また、プロポーショナリティを考慮しつつ、費用算定のためのより詳細な方法論、或いはより詳細な方法論が用いられる可能性がある。

環境問題に関する情報へのアクセス、意思決定への公衆参加、司法へのアクセスに関する条約 (オーフス条約(7)としても知られる) に従い、加盟国は、生産者や環境非政府組織を含む公衆がこれらの情報を入手し、特に費用算定や費用配分といった EPR の側面に関連する事項について司法にアクセスできるよう、審査手続きを確立することにより、効果的な司法へのアクセスを確保すべきである。

本ガイダンスは、第 8 条(2)(c)及び(3)(b)に基づき、ゴミ清掃費用のみを対象としている。本ガイダンスは、第 8 条(2)(a)及び(3)(a) (意識啓発費用)、第 8 条(2)(b) (公共収集システムに廃棄される製品の廃棄物収集費用)、並びに第 8 条(3)(c) (データ収集費用) に基づく拡大生産者責任 (EPR) に関連するその他の規定は対象としていない。指令においては、「ゴミ清掃」と EPR の対象となるその他の費用は明確に区別されている。

本ガイダンスは、廃棄物枠組み指令第 39 条に基づき設置された委員会 (SUP 指令第 16 条に基づく) を通じて加盟国との協議を経て作成された。

本ガイダンスの作成作業は、「特定プラスチック製品の環境影響の低減に関する指令に基づく施行法及びガイダンスの策定を支援するための調査 – ゴミ清掃費用に関するガイドライン策定に関する WP6 最終報告書」(8) を伴って行われた。

2 適用範囲

SUP 指令に基づく EPR 義務の範囲、ひいては対象となる費用の範囲を定めるために、まず関連する用語について説明しておく必要がある。

2.1 生産者

SUP 指令第 3 条(11)における「生産者」の定義には、加盟国に設立され、当該加盟国の市場に SUP 製品を投入する製造業者、充填業者、販売業者、又は輸入業者、或いは加盟国又は第 3 国に所在し、他の加盟国において SUP 製品を一般家庭又は一般家庭以外の使用者に直接販売する販売業者が含まれる。従って、対象となるごみの清掃費用は、これらの異なる種類の経済事業者間で分担されるべきである。「市場への投入」とは、SUP 指令第 3 条(6)に基づき、加盟国の市場に初めて製品が提供されることを意味する。

2.2 ゴミ

廃棄物枠組み指令を改正する指令 (EU) 2018/851(9)は、そのリサイタル 33 において、「加盟国は、発生源や大きさに関わらず、また、廃棄物が故意に廃棄されたか過失により廃棄されたかに関わらず、環境中に存在するごみの清掃のための措置も講じるべきである」と規定している。更に、海洋戦略枠組み指令 2008/56/EC(10)は、第 13 条において、「加盟国は、関係する各海洋地域又は小地域について、その海洋水域において、第 9 条(1)に従って決定される良好な環境状態を達成し、又は維持するために講じる必要のある措置を特定する」と規定しており、これには、記述 10(11)において「海洋ごみの特性及び量が沿岸及び海洋環境に害を及ぼさないこと」も含まれる。

特定のプラスチック製品による環境影響を軽減するという指令の目的に鑑み、SUP 指令における「ゴミ」とは、故意又は過失により大気、土壌、水域に投棄され、環境を汚染している、又は汚染するリスクのあるポストコンシューマー廃棄物を指すものと理解されるべきである。

下水道の入口で収集される廃棄物、例えば、下水道に投棄されたウェットティッシュ、雨水溝、道路脇の溝などは、ゴミと見なされるべきである。また、ユニットネットワークや雨水排水網など、下水道システムから雨水を排水した後に回収可能な廃棄物も、ゴミに含まれる場合がある。

SUP 製品のゴミ処理費用には、例えこれらの製品がポイ捨ての一定割合を占めるとしても、

家庭ゴミの不法埋立ての閉鎖及び修復費用を含めるべきではない。なぜなら、これらの費用は、製造者ではなく、廃棄物発生者(汚染者)が執行措置を通じて負担すべきだからである。

SUP 指令第 8 条(2)(b)及び第 8 条(3)の最終パラグラフは、指令附属書パート E 第 I 節及び第 III 節に掲げる SUP 製品の廃棄物収集、並びにその後の輸送及び処理にかかる費用について言及している。これらの費用は、ポイ捨てされていないもので、公共収集システム(例: ゴミ箱)を通じて収集された物品について言及している。これらの費用は、ポイ捨てされた廃棄物の清掃費用とは異なるため、本ガイドラインの適用範囲外となる。

2.3 公的機関又はその代理によって行われる活動

SUP 指令第 8 条(4)は、関連する SUP ゴミの清掃費用は「公的機関又はその代理によって」行われる活動に限定されるべきであると規定している。これには、私有地にポイ捨てされた廃棄物の清掃費用は含まれない(2.3.2 項で規定されている除外)。本項では、「公的機関」及び「公的機関又はその代理によって」という用語の理解方法について説明する。

2.3.1 公的機関

「公的機関」は本指令では定義されていない。しかし、環境情報への公衆のアクセスに関する指令 2003/4/EC 第 2 条(2)(12)において規定されている。欧州委員会の見解では、この定義は SUP 指令の文脈においても用いられるべきである。

定義は以下のとおり：

「(a) 国、地域、又は地方レベルの政府、又はその他の行政機関(公的諮問機関を含む。)；

(b) 国内法に基づき公的行政機能を遂行する自然人又は法人(環境に関する特定の義務、活動、又はサービスを含む。)；

(c) (a)又は(b)に該当する団体、又は個人の管理下で、公的な責任若しくは機能を有し、又は[環境に関する]公的サービスを提供する自然人又は法人。」

2.3.2 それらの代理で

公的機関自身ではなく、その代理として行われるゴミ清掃活動は、下請け業者に委託された清掃活動である(13)。

対象となる活動は、公的機関の責任下にある区域におけるゴミ収集活動である。これには、民間が運営する区域（清掃は公的責任のもとで行われる）（例：公的區域）も含まれる。

対象となる活動には、以下のものが含まれる：

-道路、自転車道、歩行者エリア、路肩などの道路インフラ；

-ビーチ、湖畔、河岸、運河の曳舟道などの水域；

-駅、港、空港、駐車場、駐輪場などの交通インフラ；

-公園、自然保護区、国立公園、遊園地などのレクリエーション及び緑地；

-広場、市街地の道路など、人が集まる可能性が高い公共の場所；

-公的機関に代わって公的機関又は民間企業/公営企業が運営する都市下水収集ネットワーク及び/又は下水処理場。

「代理で」行われる活動には、公的機関が責任を負わない活動は含まれない。これにより、ビーチの清掃や近隣のゴミ拾いなど、公的な所管の官庁が主導していないボランティア活動は除外される。EPR 費用の対象となるのは、市町村などの関係機関との契約又は合意が事前に締結されている、組織化された非営利のボランティア清掃活動のみである。

2.4 清掃

2.4.1 清掃活動

ゴミの「清掃」とは、ゴミが不法に投棄された場所、又は空中、陸上、若しくは水路によって移動した場所からゴミを除去することを意味する。清掃は、手作業又は機械的な手段によって行われる。

清掃活動は以下で構成される：

-清掃と掃き掃除：公的機関の責任下にある区域を、定められた最低頻度で定期的に、動力付き、又は動力なしの車両と、場所と区域の特性に応じて適切かつ均衡のとれた人員を用いて清掃すること；

-公的機関が実施する、又は代理で実施される、公式に組織された自然清掃（例：公共の

海岸における清掃)；

-関係当局との契約又は合意に基づく、非営利目的のボランティアによるゴミ拾い：公共機関の管轄区域内又は代理で実施される、ボランティア（市民、職員など）によるゴミ拾い；

-義務的なゴミ拾い：公共機関の管轄区域内又は代理で実施される、義務的なゴミ拾い（更生・社会奉仕活動の一環として犯罪者が行うなど）；

-都市下水収集・処理施設から SUP（不活性ガス）製品を清掃・除去し、必要に応じて SUP 製品の蓄積による施設の閉塞を解消するための保守活動を実施することで、施設の正常な運用と継続的な運用を確保する。

2.4.2 清掃活動の結果

清掃活動の範囲と費用は、清掃活動の結果にも関連する。SUP 指令第 8 条(4)は、費用は「同指令に規定するサービスを費用対効果の高い方法で提供するため必要な費用を超えてはならない」と規定している。

ここで問題となる「サービス」とは、公的機関の責任下にある区域におけるゴミ清掃を指す。第 1 条に規定されているように、指令の目的は「特定のプラスチック製品による環境影響を防止し、及び軽減すること」である。これは、ゴミが頻繁に収集され、公共空間が清潔に保たれる場合にのみ達成できる。最終的な目標はゴミをゼロにすることだが、実際にはこの目標の達成は困難で費用がかかる可能性がある。公共空間の清掃の必要性を判断する範囲は、地域状況（アクセス性、人口及び人口密度、組織体制、賃金動向など）を考慮し、適切なものとするべきである。

望ましい結果の決定は、ゴミの清掃に必要な費用の算定の基礎となる。望ましい環境目標を達成するために、全ての地域で同じ清掃が必要というわけではないため、望ましい結果は様々である(14)、(15)。SUP 製品は、下水処理場の入口と集水網において、都市下水道インフラから除去する必要がある。SUP 製品の蓄積によるネットワークの閉塞を避けるためである。自治体の管轄区域を分類（例えば、その特性、用途、観光価値、アメニティ価値、交通量など）することで、この決定に役立つだろう。或いは、簡略化したアプローチとして、一定期間内に清掃活動の頻度を設定することで、望ましい結果を達成することもできる。

また、一部の地域に残留するゴミによって生じる環境リスクを考慮することも適切である。例えば、河川や海岸に隣接する地域は、河岸ゴミや海洋ゴミのリスクを軽減するため、他の

地域よりも徹底的かつ頻繁に清掃することが適切かもしれない。継続的なモニタリングデータと評価活動に基づく決定は、優先地域の特定に役立つ。

季節的な状況や緊急事態（洪水や嵐などの異常気象など）や例外的な状況（祭りや市場の日などの主要な公共イベント、異常気象など）に応じて、サービスを調整する必要がある場合がある。

更に、望ましい結果は、環境影響に比べて過度の労力を伴うべきではなく、生産者の費用が費用対効果の高い提供に必要な額を超えないようにすべきである。また、結果は定期的に見直されるべきである。

指令に基づく関連する SUP 製品群の生産者に、ゴミ削減のための上流措置を講じるインセンティブを与えるため、サービス投入量とその結果として生じる費用は、収集された廃棄物の量と達成されるべき結果と関連付けられるべきであり、ゴミが削減された場合、清掃費用の削減に繋がるようにする（第 6 節参照）。

2.5 収集されたごみの管理

第 8 条(2)及び第 8 条(3)に規定するゴミ清掃費用には、当該ゴミのその後の輸送及び処理費用も含まれる。

2.5.1 収集されたゴミの輸送

これらの費用を EPR 制度の対象とするためには、収集されたゴミの輸送は、所管の官庁が指定した事業者が、ゴミの量及び収集場所に応じて適切かつプロポーショナルな車両及び／又は人員を用いて行う必要がある。収集されたゴミが混合廃棄物と共に輸送される場合、ゴミの輸送費用は、その割合に応じて算定する必要がある。SUP 製品群ごとの輸送費用は、それぞれの清掃・処理費用によって異なる場合がある。

2.5.2 収集されたゴミの処理

「処理」とは、回収又は処分前の準備を含む回収又は処分作業を意味する（廃棄物枠組み指令第 3 条(14)参照）。

これらの費用を EPR の対象に含めるためには、関係する国内法及び指令 2008/98/EC に定められた規制要件に従い、管轄当局が指定する事業者が合法的な廃棄物処理インフラとプ

ロセスを用いて、ゴミの処理を実施する必要がある。収集されたゴミが混合廃棄物と混合して処理される場合、ゴミの処理費用は、その割合に応じて算定する必要がある。SUP 製品グループごとの処理費用は、それぞれの清掃費用及び輸送費用によって異なる場合がある。

事業者は、例え、埋立て処分やエネルギー回収よりも費用が高くなる場合でも、廃棄物の階層構造及び利用可能な適正規範（分別及びリサイクルを含む）に従って収集された廃棄物を処理する必要がある。ウェットティッシュ、風船、フィルターについては、分別収集を義務付けるべきではない（SUP 指令第 22 条、及び反対に第 9 条）。収益（例：収集されたゴミをリサイクル業者に売却することによる収益）を考慮する必要がある。

食品接触用プラスチックへのリサイクルについては、規則(EU) 2022/1616(16)第 6 条が適用される。この条項は、発生源によっては、収集されたゴミをこの目的でリサイクルすることを禁止する可能性がある。ゴミ箱（ゴミはそこから一般廃棄物として収集される）の近くで見つかったゴミなど、捨てられて直ぐ収集されたゴミは、ミネラルオイルや煤などの化学物質に汚染されているリスクがない限り、この目的では同等の品質と見なすことができる。下水道や河川から収集されたゴミなど、環境に長期間残留したゴミは、規則(EU) 2022/1616 に従って、一般的にリサイクルに適さないと考えられる。

3 費用算定の一般原則

第 8 条(4)は、「第 2 項及び第 3 項に規定する費用は、これらの規定に規定するサービスを費用対効果の高い方法で提供するために必要な費用を超えてはならず、関係当事者間で透明性のある方法で算定されなければならない。[...] 算定方法は、ゴミの清掃費用がプロポーショナルに算定されるような方法で策定されなければならない。」と規定している。

通常、公的機関（地方公共団体を含む）は、費用算定が、費用対効果が高く、透明性があり、かつプロポーショナルであることを確保する。公的機関はまた、収入を考慮し、清掃及びごみ管理を監督しなければならない。

生産者及び生産者責任団体は、特定の SUP 製品群に関する関連データ（例：製品の重量、廃棄物の収集、処理方法）を費用算定の根拠として提出すべきである。

3.1 費用効率

生産者が負担する費用は、当該製品群に特有のゴミ関連業務を適切かつ費用効率良く実施するために必要な金額を適切に反映したものでなければならない。ゴミ清掃を行うサービ

すは、サービスを効率的に運営している場合にのみ、関連費用を全額賄う支払いを受けるべきである。

地域レベルで廃棄物管理サービスの費用効率を評価し、確保するためには、ベンチマーキング、競争、効率性レビュー、結果のモニタリングなど、いくつかの方法がある。

指令 2008/98/EC 及び 94/62/EC に基づく **EPR** 実施（分別収集、輸送、処理など）に既に費用が含まれている場合、それらの費用を控除する必要がある。そうしないと、これらの費用が二重に請求されることになる。これらの費用は、特に食品容器、包装、飲料用カップ、飲料容器、軽量プラスチック製レジ袋に関係する。

3.2 透明性

生産者及び関係当事者（環境団体、廃棄物処理業者、廃水処理事業者など）は、彼らが負担する廃棄物管理事業の費用負担システムがどのように構築されているかについて、民主的かつ透明性のある方法で情報提供を受ける必要がある。清掃、輸送、処理に必要な費用を算定するために用いられるデータとプロセスは、生産者間で費用がどのように配分されるかに関する情報を含め、堅牢かつ透明性が確保されていなければならない。例えば、専用の委員会(17)を設置するなどして、公的機関、生産者、関係当事者間で定期的な意見交換を行うべきである。

3.3 プロポーショナリティ

SUP 指令は、ごみの清掃費用をプロポーショナルに算定できるような算定方法の開発について規定している。

費用の算定は、信頼できるデータに基づき、可能な限り正確かつ行政負担に見合ったものでなければならない。

SUP 指令附属書 E に記載されている各製品カテゴリについて、生産者が負担する費用は、少なくとも市場に流通している製品の量、ゴミの組成（入手できない場合は廃棄物の組成を用いることができる）、実際の費用 (18)、及び各製品に対処するために投入される労力／資源の割合にプロポーショナルであるべきである。

費用計算においては、清掃費用とその後の輸送及び処理費用を区別すべきである。費用計算には、人件費、資材費、機械費が含まれるべきである。

費用計算は、改善（例えば、廃棄物収集インフラの改善、消費者の行動変容によるポイ捨ての減少、市場に流通する SUP 製品の減少、生産者による製品設計の改善など）を考慮して、定期的に（3～5年ごとに）更新すべきである。

4 ゴミ収集及び関連活動にかかる費用の計算

EU 加盟国における多くのごみ清掃活動は、地方自治体の責任下にある（19）。従って、データは主に地方自治体レベルで収集される。公表された研究、報告書、ステークホルダー調査への回答(20)、(21)から、EU レベル、国レベル、自治体レベル、或いは事業所／活動レベルで、様々な費用データと推計値が得られる。

推計費用は、費用の範囲（即ち、推計に含まれる活動又は除外される活動）と、関係する生産者責任組織（PRI）によって大きく異なる可能性がある。住民の意識、廃棄物収集インフラ、ポイ捨て率、人件費、清掃活動の結果、都市化の程度、更には天候など、多くの要因がポイ捨てに影響を与える。また、研究対象地域の代表性（例えば、農村部と都市部）も、ゴミ清掃費用に大きく影響する可能性がある。殆どの研究では、一般的なゴミによって発生する費用と、指令附属書パート E に記載されている製品群によって特に発生する費用を区別していない。

これらの違いを考慮すると、EU レベルで明確な標準値を設定することは不可能である。加盟国は、生産者や生産者責任団体などから市町村レベルで、既に入手可能な情報に基づいて独自の評価を実施する必要があると思われるが、こうした情報が不足している、又は最新でない、或いは関連がないと考えられる場合には、市場調査を含む独自の研究を実施して、関連するゴミ清掃活動に関連するコストを決定する必要がある。

他の自治体、地域、又は加盟国からの比較可能なデータセットは、ごみの清掃費用に関する情報を得るため活用することができる（例えば、適切なデータが入手できない場合、又はデータ収集が不均衡となる場合など）。

ゴミ清掃にかかる実際の費用を計算する際には、以下の点を考慮する必要がある(22)：

- 調査に参加する自治体の代表サンプルを選定する必要がある。サンプルは、規模の異なる自治体を網羅するとともに、先進自治体と後進自治体の両方を含むべきである。正確なサンプル数は、都市化の程度、人口密度、交通量、観光といった要因を含む、国の規模と多様性に大きく依存する。これらの要因は、ゴミの量、ひいては費用に大きな影響を与えるからである。これにより、正確な外挿を行い、国レベルで費用を算出することができる。また、

特に清掃が最も頻繁に行われる地域を代表するサンプルも考慮する必要がある。

- 調査設計においては、自治体に対し、ゴミによって発生する費用の主な要因に関する情報提供を求めるべきである。調査には、以下の項目が含まれる可能性がある：

-既存及び計画中の清掃活動；

-SUP 製品 1 個当たりのゴミ清掃で発生する廃棄物の総量；

-人件費：道路、公園、海岸などからゴミを収集する人件費（間接費を含む）；

-機械、ユーティリティ、車両の費用：機械、ユーティリティ、車両の年間保守費用、減価償却費、機械及び車両への年間追加投資；

-下水収集ネットワークの定期清掃費用、処理施設からの SUP 製品の除去費用、及び SUP 製品の蓄積によるインフラの閉塞に備えた緊急措置費用；

-輸送費用（時間当たりの費用に車両およびユーティリティの年間使用量を乗じた金額）；

-様々な処理方法の手段と費用（清掃活動の実際の費用を分析）；

-清掃場所と頻度。

ゴミの清掃に関する活動は、しばしば公共環境における他の活動と混在することがある。例えば、路上のゴミを収集する職員は、同じシフトで落ち葉を掃いたり、ゴミ箱を空にしたり、公園を維持管理したり、建物の修繕を行ったりすることもある。また、下水処理場から SUP 製品を除去する費用は、処理前に下水から除去された固形廃棄物に含まれる SUP 製品の割合に応じて考慮する必要がある。費用のうち、SUP 指令第 8 条の対象となるゴミに関連する部分を特定するため、廃棄物の組成分析を実施する必要がある(23)。また、職員が典型的な 1 日の活動に費やす時間を調べることも有用である。

指令第 8 条(4)は、「行政費用を最小限に抑えるため、加盟国は、適切な複数年固定額を設定することにより、ゴミ清掃費用に対する財政的負担を決定することができる」と規定している。従って、公的機関が問題の活動の費用を把握するために必要な最小限のデータを入手できない場合、又は行政費用が高額になる場合は、この方法を適用できる可能性がある。

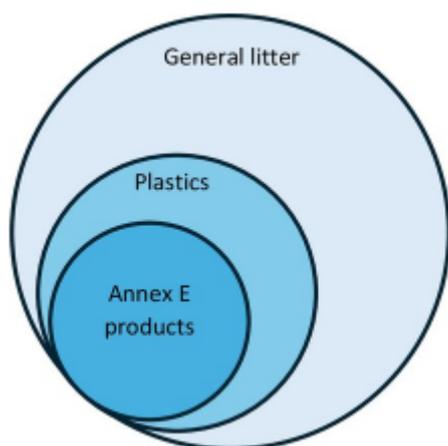
複数年固定額を適用する場合、加盟国は、生産者が負担する費用が、第 2.4 項及び第 2.5 項

に規定するサービスを費用対効果の高い方法で提供するために必要な金額を超えず、SUP 製品に起因するゴミ清掃のみに用いられることを確保すべきである。加盟国は、透明性のあるシステムを構築するために、関連データの取得を奨励すべきである。

SUP 指令の目的達成を支援するため、加盟国は、算出された費用が、ゴミ清掃費用を賄うのではなく、生産者がゴミ発生防止措置を実施するよう動機付けるものとなるようにすべきである。

5 収集されたごみのうち SUP 製品の量を計算する方法

ごみ関連活動に関連する費用が確定したら、収集されたごみのうち SUP 指令附属書パート E に列挙されている SUP 製品の割合を計算する必要がある。



異なる種類のゴミの区別に関する図 (24)

欧州委員会は、公共の場に散乱する廃棄物(25)における SUP 製品の量を算出するための 2 つの主要な選択肢（投入量ベースの方法論と産出量ベースの方法論）を特定した。

5.1 投入量ベースの方法論

投入量ベースの方法論は、特定の加盟国において市場に投入された SUP 製品の質量(重量)又は数量(個数)に基づいており、これには輸入量と輸出量も含まれる。これらのデータが必要となる。これらのデータは、業界レベルで入手可能であり、例えば Prodcom などの欧州公式市場データベース(26)または各国の市場データベース、既存の EPR 制度などを通じて入手できる。この方法では、公共の場で消費された SUP 製品のうち、散乱している割合を推定する。散乱している SUP 製品の割合に関する情報は、個々の消費者行動の傾向、市

場特性、その他の関連する地域的状況の観察に基づく現地評価を通じて得ることができる。この情報により、加盟国レベルで適切に廃棄（及び回収）され、公共の場に散乱したり、下水に廃棄されたりした SUP 製品の総量を推定することが可能になる。但し、以下の点に留意する必要がある。投入量ベースの方法論は、完全かつ堅牢な市場データに大きく依存するが、全ての製品グループについて入手可能なわけではない。また、利用可能なデータは、国境を越えた移動やタダ乗りといった要因により、必ずしも特定の加盟国の現状を反映しているとは限らない。また、このアプローチは、異なる自治体間のコストを区別するのにも適していない。特定の自治体で関連物質がどれだけ適切に廃棄されているかを調べることは可能だが、自治体レベルで市場に流通している製品に関するデータは入手できない。

5.2 結果ベースの方法論

結果ベースの方法論は、ゴミサンプル調査の結果に基づいて、ゴミの総量及び／又は量と、それに対応する SUP 製品の割合を決定する(27)。これらの方法論は、国・地域・地方レベルで定期的実施される回収後及びゴミ清掃後の組成分析に依存しており、これによりゴミの総量と SUP 製品の割合に関する堅牢なデータを確保している(28)。

サンプリング調査の設計に適用されるパラメータの堅牢性は、測定値が可能な限り地域の状況を代表していることを保証するために非常に重要であり、パイロット試験前の測定値や過去の調査から得られた知見の重要性を強調する。

また、結果ベースの方法論を用いる際には、特に注意すべき点がある。測定回数と頻度は、統計的な代表性を確保する必要がある。季節や天候の変動など、様々な要因がサンプリングに影響を与える可能性がある。結果ベースの方法論では、水分含有量や食品残渣など、SUP 製品の重量に影響を与える外的要因の影響も考慮する必要があり、これは重量ベースの費用配分を用いる際に特に重要である。

ゴミ組成分析を実施する際に考慮すべき主要なパラメータは以下のとおり：

- 測定場所の決定とマッピング (29) , (30) , (31)

実際の組成分析を開始する前に、事前パイロット測定を実施し、特定の地域内に存在する様々な環境タイプと、それらのポイ捨てに関する特性の概要を把握することが重要なステップである。事前パイロット測定は、一定面積（例：10×10m²）の区域にポイ捨てされている SUP 製品の量を測定するためのゴミのカウントで構成される。下水処理場における SUP 製品の量を算出するための固形廃棄物の負荷量と組成は、信頼性が高く代表的な測定点となる可能性がある。これらの分析から、ポイ捨てに関するリスクが高い環境タイプや低

い環境タイプなど、複数の環境タイプを特定できる。測定場所は、地方自治体などの既存の清掃規定を考慮して選定する必要がある。

- 測定期間と頻度の決定 (32)

時間的観点から見ると、ごみ組成分析は年間を通して実施することが可能である。これは、夏季と冬季など、季節によって収集される廃棄物量に差が生じる可能性がある、また、自治体の特性（都市化の程度、人口密度、住民層や地域主導の活動における環境意識、観光客数など）が異なることを反映するためである。天候もゴミサンプル採取の変動要因であり、サンプル採取を行う際には天候を考慮する必要がある。雨は、頻繁にポイ捨てされる軽量のSUP製品（例：フィルター）を流し、屋外活動に影響を与え、ポイ捨てに繋がるが多いためである。

-ストック・フロー問題を回避するための測定時期の決定 (33)

どの場所を選択する場合でも、最後に清掃された時期を特定することが非常に重要である。一定期間清掃されていない場所をサンプル採取した場合、サンプル採取によってポイ捨て量は測定されるが、廃棄物の蓄積速度は不明のままである。従って、清掃が殆ど行われない場所（例えば、田舎道の路肩など）でサンプルを採取する場合は、まず清掃を行い、その後一定期間放置してから採取する必要がある。これにより、ゴミの蓄積速度を把握し、採取したサンプルが、古くて時代遅れのゴミの組成ではなく、現在のゴミの組成を反映したものとなることが保証される。

-SUP製品の構成（又は分解）判定

SUP製品が複数の破片に分解している場合、（同じ）SUP製品の個々の破片を異なるSUP製品と見なしてしまうリスクがある。一方、異なるSUP製品に由来する場合でも、類似の破片は1つのSUP製品と見なす可能性がある（例えば、複数の風船のセットが、1つの風船に由来すると見なされる場合がある）。ゴミの組成分析を行う際には、これらのリスクを評価し、必要に応じて分析方法に組み込む必要がある。

-測定単位の決定 (34) , (35)

量、重量、体積で測定することが可能である。理想的には、ゴミはこれら3つの単位全てで測定されるべきである。全ての測定基準が既知でない場合は、変換係数を使用することができる（例えば、飲料容器の体積が既知であれば、変換係数を用いて特定の重量に変換し、そ

の逆も可能である)。一般的な慣行を考慮して各製品グループの関連コストを決定するために、特定のステップ（清掃、輸送、処理）における全てのゴミに対して、少なくとも1つの共通の測定単位が必要である。3つの測定方法はそれぞれ、ゴミにおける各製品グループへのコストの配分方法に関し、大きく異なる結果を齎す。各生産者グループへのコストの公平な配分には、正しい測定方法の使用が不可欠であり、従って、各方法の適切性を理解することも不可欠である。例えば、フィルターや風船は、体積や重量で測定した場合よりも、量で測定した場合の方が、遥かに大きな割合を占める。プロポーシヨナリティと平等な取扱いの原則に従うためには、量、重量、体積の間で費用配分を合理的に組合せることが重要である。

-地域規模又は国規模への拡大要因の決定 (36), (37), (38)

選択されたゴミのサンプリング地点で堅牢な結果が得られたら、その結果を集約して地域規模又は国規模のデータを得ることができる。

拡大の対象範囲は以下のとおり：

-国土の様々な地域（都市部、郊外、農村部、歩行者レベル、河川沿いなど）の明確な特性セット；

-単位当たり（例：km²当たり、一人当たり）の年間ゴミ量と構成を特定するために、各特性セットを持つ地域から適切なサンプルを確実に採取できるサンプリング方法；

-住民数；

-各地域の典型的なゴミ発生率／構成；及び、

-これらの特性を持つ土地の面積（km²）に適用されるゴミ率／組成。

6 生産者への費用配分の選択肢

ごみ清掃活動の費用と、SUP 指令附属書パート E に掲げる SUP 製品が総ゴミ量に占める割合を算出した後、費用はまず SUP 製品のカテゴリ間で配分され、次に各 SUP 製品カテゴリ内の個々の生産者間で配分される必要がある。

加盟国は、SUP 指令第 3 条(11)に定義される、SUP 製品を自国の市場に投入する全ての生産者（第 3 国を含む）が費用配分の対象となるようにする必要がある。

6.1 SUP 指令附属書パート E に掲げる SUP 製品のカテゴリ間での費用配分

個々の SUP 製品カテゴリに費用を配分する方法としては、重量、容積、数量に基づく方法など、いくつかの選択肢が考えられる。第 5 節で述べたように、少なくとも 1 つの測定単位は、特定の段階（清掃、輸送、処理）における全てのゴミを網羅する必要がある。SUP 製品の種類によって重量、容積、数量が大きく異なるため、費用配分方法によってフィルターやバルーンなどの一部の SUP 製品の費用が大きく異なる可能性があることに留意する必要がある。公的機関は、実際に実施された清掃活動の組合せに対してのみ EPR 費用を請求することが重要である。

費用配分基準の選択は加盟国レベルで決定され、現地の慣行を考慮する必要があるが、これらの配分方法を比較する際には、以下の要素を考慮することができる：

-堅牢で信頼性の高いデータの入手可能性

加盟国が選択する配分方法は、収集後の廃棄物及びゴミのモニタリング方法論及び慣行と整合している必要がある。この方法は、ゴミの収集後及び清掃後の組成分析（結果ベースの方法論を使用する場合）と、市場に投入される製品の数（投入ベースの方法論を使用する場合）を考慮する必要がある。

-生産者及び加盟国にとってのシステムの複雑さ

SUP 製品カテゴリへの費用の堅牢な配分と、一貫性があり執行可能な規制との間で適切なバランスが求められ、実施コストを最小限に抑える必要がある。

-ゴミの清掃、輸送、処理にかかるコスト要因

異なるカテゴリの SUP 製品間の配分は、収集、輸送、処理される SUP 製品の重量、容積、量のいずれか、又は両方に基づいて直接決定する必要がある。容積に基づく配分は、使用される方法に応じて、物流コスト（収集及び輸送）(39) に、重量に基づく配分は処理コスト (40) に、より関連性が高い可能性がある。

ゴミ清掃において、一部の労働集約的な作業（例：手作業による清掃）コストは、重量（例：フィルター）ではなく、散乱した SUP 製品の量によって決まる。可能な限り、コスト集約的な作業を最小限に抑えるため、重量、容積、量に基づくコスト配分は、製品グループごと、及び清掃作業ごとに区別する必要がある。費用効率、透明性、比例性の原則に従うためには、コストの計算と配分には明確に定義された方法論が必要である。以下の表は、ゴミ清掃活動

にかかる生産者への費用配分を決定するために考えられる方法を示している。

6.1.1 SUP 製品ごとの生産者への費用配分

利用可能なデータが限られている場合、SUP 指令附属書パート E に記載されている各 SUP 製品が、ポイ捨てされた製品の総量に占める割合を、以下のように簡略化して算出することが考えられる（例えば、OVAM フランダースが用いている方法）。

製品グループ	重量 (%)	容積 (%)	量 (%)	総ポイ捨て割合 (%)
食品容器	X	Y	Z	$(X+Y+Z)/3$
小袋及び包装				
飲料容器				
飲料用カップ				
軽量プラスチック製レジ袋				
ウェットティッシュ				
風船				
フィルター				

この配分方法は、清掃プロセスの各ステップを詳細に検討することなく、3つの指標を単純に組み合わせるものである。但し、共通の指標が1つ又は2つある場合は、同様の方法（総ポイ捨て割合 (%) を、使用した指標の数（それぞれ1つ又は2つ）で割る）を使用できる。

十分なデータが利用可能な場合は、異なる配分方法を使用できる。例えば、各 SUP 製品グループ X（例：パッケージと包装）について、以下のようになる：

ゴミの清掃方法(*1)	関連指標	総費用	シェア
清掃と掃き掃除	容積の割合	A	容積の割合×A
収集	量の割合	B	量の割合×B
輸送	容積の割合	C	容積の割合×C
処理	重量の割合	D	重量の割合×D
製品グループごとの総費用			この列の合計

ゴミの収集と清掃の各方法の費用とゴミ廃棄物全体に占める SUP 製品の相対的な割合を組み合わせた指標を使用することで、対象となる SUP 製品の特定カテゴリの生産者が負担すべき総費用を算出できる。重量、容積、量の指標を組合せて、ゴミの清掃、輸送、処理のそれぞれのコスト要因に応じて費用を配分できる。例えば、清掃技術を用いて清掃したゴミの 6% (量ベース) を袋と包装で占め、その費用は A ユーロ、手作業によるゴミ拾い (品目ベース) で清掃したゴミの 15% を B ユーロとすると、袋と包装の生産者のコストは $A \text{ ユーロ} \times 6\% + B \text{ ユーロ} \times 15\%$ となる。同様の方法で、輸送費と処理費を加算することで、生産者が負担しなければならない総コストを算出できる。

実例として、3 段階アプローチ(41)を用いて配分方法を設定できる。

例：SUP 製品ごとの清掃費用

1. 清掃又は収集の種類 (例：道路清掃、路上清掃、緑地清掃、道路側溝の清掃など) ごとに、重量、容積、及び／又は量に基づいて、各 SUP 製品の配分割合を決定する (6.1.1 項参照)。
2. 清掃又は収集の種類ごとに発生した費用を決定する。
3. 項目 2 と同様に種類ごとに費用を配分し、項目 1 で算出した配分割合に基づいて SUP 製品ごとに費用を配分する。

SUP 製品 A の場合：

- 道路清掃 (機械使用) - 例えば、重量が総ゴミ配分割合の 100% を表す場合、結果は以下ようになる。道路清掃費用に製品 A のゴミにおける重量割合を乗じる；
- 道路清掃 (手作業) - 例えば、重量、容積、量の各要素は 33.3% を構成する。即ち、道路清掃費用に製品 A のゴミの加重平均 (製品 A のゴミの重量の 1/3 の割合、製品 A のゴミの容積の 1/3 の割合、製品 A のゴミの量の割合の 1/3 の合計) を乗じた金額となる；
- 緑地清掃 (手作業) - 例えば、重量、容積、量の各要素は 33.3% を構成する。即ち、緑地清掃費用に製品 A のゴミの加重平均 (製品 A のゴミの重量の 1/3 の割合、製品 A のゴミの容積の 1/3 の割合、製品 A のゴミの量の割合の 1/3 の合計) を乗じた金額となる；
- 道路側溝の排水 - 例えば、重量が 100% を占める。この場合、道路側溝の排水費用に、製品 A の重量の割合を乗じた値となる。

次に、この計算を、各 SUP 製品について繰り返す。

6.2 SUP 製品生産者間の費用配分

次のステップは、SUP 指令附属書 E 部に記載されている各製品グループについて、対策及び慣行にかかる費用を各生産者に配分することである。このシステムは、加盟国の領域内で廃棄物を管理する際に生産者から徴収される純費用（再利用による収益、二次原材料の販売、未請求のデポジットを含む）を完全に賄うために、正確な総額が生産者から徴収されることを確保する必要がある。

費用は「汚染者負担」の原則に従って課されるべきであり、生産者が市場に投入する SUP 製品の量に応じて徴収されるべきである。加盟国は、SUP 製品から発生するゴミの清掃、輸送、処理に充てられる料金を徴収するための基金その他の措置を設けることができる。これにより、清掃活動の開始前に必要な資源を確保することができ、公的機関がこれらの活動に事前に資金を投入する必要がなくなる。

特に、SUP 製品カテゴリの生産者が負担する総費用が確定した後、回収されたゴミに含まれる製品ブランドを正確に特定することは通常非常に困難で費用がかかるため、当該費用は市場シェア（市場に投入される製品の量）に基づいて、関係する全ての生産者間で分担することができる。

収集され、投棄された SUP 製品の量とシェアを計算するための投入ベースの手法では、SUP 製品カテゴリの個々の生産者が負担する費用は、市場に投入される製品の量又は数量、および廃棄物の収集・処理、並びにゴミの清掃に関連する費用に基づいて算定することができる。但し、このアプローチには限界があり、特に市場に投入される製品の量に関するデータは、フィルターや既に EPR スキームの対象となっている製品など、一部の製品グループについてしか入手できないため、データ収集が必要になる場合がある。

生産者がゴミ削減のために組織し、又は資金提供している既存の活動の結果も、料金の算定において考慮される場合がある。料金は、発生した廃棄物量及びゴミの量にプロポーショナルであるべきであり、イノベーションの進展、収集・リサイクル慣行の改善、そして特にポイ捨て行動の減少（例えば、公共の場での廃棄物収集インフラの改善、効果的な啓発キャンペーン、製品デザインの改善などによるもの）を考慮するための適切な見直しプロセスを確立すべきである。

ネットの費用原則を適用すべきであり、清掃されたゴミ製品の販売による収益は、関連するごみ関連活動に対する生産者料金を減額するべきである。収益の二重計上（例えば、ゴミから得られた価値ある材料がバリューチェーンにおいて複数回販売される場合）は避けるべきである。

加盟国は、費用の算定方法及び生産者が負担するゴミ清掃費用の負担割合に関する最終的な方法を決定する責任を負う。

7 フィルターに関する特異性

フィルターに関する規則を定めるには、いくつかの追加要素を考慮する必要がある。

EU とその加盟国は、WHO たばこの規制に関する枠組条約（WHO FCTC）の締約国であり、同条約の規定を適用する法的義務を負っている。環境政策と公衆衛生政策の整合性を確保するため、本項では、WHO FCTC に基づく関連義務とガイダンスを想起する。

SUP 指令第 17 条(3)は、SUP 指令の下では、フィルターに関する事業者との契約は認められないと規定している。「3.第 4 条及び第 8 条に定める廃棄物管理の目標及び目的が達成されることを条件として、加盟国は、附属書パート E 第 3 節(42)に掲げるシングルユースプラスチック製品を除き、所管の官庁と関係経済部門との間の協定により、第 4 条(1)及び第 8 条(1)及び(8)に定める規定を国内法化することができる。

WHO FCTC の目的は、タバコの消費及びタバコの煙への曝露がもたらす健康、社会、環境及び経済への壊滅的な影響から、現在及び将来の世代を保護することである。この枠組みにおいて、WHO FCTC 第 5 条 3 項は、「締約国は、タバコ規制に関する公衆衛生政策を策定し、及び実施するに当たり、国内法に従い、これらの政策をタバコ産業の商業的利益その他の既得権益から保護するよう行動する」ことを規定している。2024 年 2 月、WHO FCTC 第 10 回締約国会議の決定(43)が全会一致で採択され、締約国に対し、WHO FCTC 第 5 条 3 項に基づき、「たばこ産業及びその利益を増進しようとする者の商業的及び既得権益からたばこ関連の環境政策を保護すること」、並びに「たばこ産業のいわゆる企業の社会的責任活動に対抗し、かつ、たばこ産業による拡大生産者責任制度の実施を通じて WHO FCTC の目的が損なわれないようにすること」を強く求めた。

WHO FCTC 第 5 条 3 項の実施は、WHO FCTC ガイドライン(44)によって支援されている。WHO FCTC ガイドラインは法的拘束力を持たないが、EU 及びその加盟国を含む締約国が WHO FCTC 第 5 条 3 項に基づく法的義務を履行することを支援することを目的とし

ている。締約国は、たばこ規制に関する公衆衛生政策に関心を持ち、又は影響を与える可能性のあるすべての政府機関において、勧告された措置を実施すべきである(45)。

第5条3項の実施に関するガイドラインは、「締約国は、たばこ産業又はその利益の増進のために活動する者と取引するに当たり、説明責任を果たし、透明性を確保すべきである」と述べている。ガイドラインはまた、締約国に対し、「たばこ産業との交流を制限し、かつ、発生する交流の透明性を確保するための措置を講じる」こと、及び「政府職員及び公務員の利益相反を回避する」ことを勧告している。

更に、ガイドラインは、「たばこ産業の製品は致死的であるため、たばこ産業に事業を設立し、又は運営するインセンティブを与えるべきではない」と強調している。この点に関し、ガイドラインは、締約国に対し、たばこ産業との提携関係、及び拘束力のない、或いは執行不可能な合意を拒否し、たばこ産業が「社会的責任」と称する活動（「企業の社会的責任」と称する活動を含むが、これらに限定されない）を非正常化し、可能な限り規制することを勧告している。

EU 及びその加盟国を含む WHO FCTC 締約国は、WHO FCTC 第13条が完全に遵守されることを確保すべきである。この規定は、締約国に対し、あらゆるタバコの広告、販売促進およびスポンサーシップの包括的な禁止を義務付けている(46)。タバコ製品の広告及びスポンサーシップに関する指令 2003/33/EC(47)第5条は、複数の加盟国が関与する、又は複数の加盟国で開催される、或いは国境を越えた影響を及ぼすイベント又は活動へのスポンサーシップを禁止している。同指令第2条(c)によれば、「スポンサーシップ」とは、タバコ製品の販売促進を目的とし、又は直接間接効果を有する、あらゆるイベント、活動又は個人へのあらゆる形態の公的又は私的な貢献を意味する。これには、タバコ製品を直接間接販売促進するために用いられる環境活動が含まれる。

上記を踏まえ、フィルターに関する措置も WHO FCTC 第5条3項及び第13項に基づく義務に合致していることを確保することが重要である。加盟国は、フィルターから発生するゴミの清掃費用をタバコ生産者に配分する際に、本ガイドラインに定めるとおり、タバコ生産者がこれらの費用を負担することを確保すべきである。しかしながら、上記を踏まえ、加盟国は、タバコ産業が、例え意図せずとも、インセンティブや利益(48)を得ることがないように、また、タバコ産業が公的機関と不必要な関係（例えば、パートナーシップ、協定、拠出金）を持つことがないようにすべきである。

[参考資料]

官報「ある種のプラスチック製品の環境影響低減に係る 2019 年 6 月 5 日付欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2019/904」。

<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/904/oj>

「欧州議会及び欧州閣僚理事会は、

EU の機能に関する条約、特にその第 192 条 (1) を考慮し、

欧州委員会からの提案を考慮し、

立法法案を国の議会に送付後、

欧州経済社会委員会の意見 [1] を考慮し、

[1] OJ C 62, 15.2.2019, p. 207.

地域委員会の意見 [2] を考慮し、

[2] OJ C 461, 21.12.2018, p. 210.

通常の手続き [3] に従い行動する中、

[3] Position of the European Parliament of 27 March 2019 (not yet published in the Official Journal) and decision of the Council of 21 May 2019.

一方、

(1) プラスチックの高機能性及び相対的低コストは、この材料が日常生活に益々偏在することを意味する。プラスチックは経済に有用な役割を果たし、多くの分野で不可欠な用途を提供している一方、再利用や費用対効果の高いリサイクルに設計されていない短命の用途で使用の増加していることは、関連する生産と消費パターンが益々非効率的にそして一方通行になることを意味している。それ故、「環を閉じる－欧州循環型経済アクションプラン」と題された 2015 年 12 月 2 日付欧州コミュニケーションに記載した循環型経済行動計画の意味合いにおいて、欧州委員会は、「欧州循環型経済でのプラスチック戦略」と題した 2018 年 1 月 16 日付コミュニケーションに記載した欧州のプラスチック戦略において、プラスチックの循環ライフサイクルを達成するためには、プラスチック廃棄物の一貫した発生増加とその我々の環境、特に海洋環境への漏えいに取り組むべきと結論付けた。欧州プラスチック

ク戦略は、プラスチックとプラスチック製品の設計と製造が再利用、修理及びリサイクルのニーズを完全に尊重し、より持続可能な材料が開発され促進される循環型経済を確立するためのステップである。特定プラスチック製品の環境、健康及び経済への著しい負の影響が、それらの負の影響を効果的に減らすため特定の法的枠組みの設定を求めていること。

(2) この指令は、発生する廃棄物の量の削減を第一にそして真っ先に目指し、持続可能な毒性のない再使用可能な製品及び再使用システムを、シングルユース製品よりも優先させる循環型アプローチを推進する。このような廃棄物防止は、欧州議会及び理事会指令 2008/98/EC[4]に記載されている廃棄物の階層性の最高峰に位置する。この指令は、持続可能な消費と生産パターンを確保するため、国連の持続可能な開発目標 12 を達成するため寄与するだろう。これは 2015 年 9 月 25 日 UNGA により採択された 2030 年持続可能な開発アジェンダの一部である。製品と材料の価値を可能な限り長く保ち、廃棄物を減らすことで、貴重な資源と環境への圧力を軽減しながら、EU の経済は競争力と回復力を一層高めることができること。

[4] Directive 2008/98/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on waste and repealing certain Directives (OJ L 312, 22.11.2008, p. 3).

(3) 海洋ごみは国境を越えた性質のものであり、世界的問題として大きくなっていると認識されている。海洋ごみを減らすことは、持続可能な開発のため海洋、海、海洋資源を保全し、持続可能に利用することを求める国連の持続可能な開発目標 14 を達成するためのキーになる行動である。EU は海洋ごみの防止と取り組みにその役割を果たし、世界のための標準的設定者になるよう目指さねばならない。これに関連し EU は、G20、G7 及び国連など多くの国際フォーラムのパートナーと協力し協調行動を推進しており、その指令は、この点に関する EU の努力の一部である。それらを効果的にするため、又 EU からのプラスチック廃棄物の輸出が他の場所での海洋ごみの増加を引き起こさないことも重要であること。

(4) 1982 年 12 月 10 日国連海洋法条約 (UNCLOS) [5]、1972 年 12 月 29 日廃棄物のダンプングによる海洋汚染防止その他事項に関する条約 (「ロンドン条約」) とその 1996 年プロトコル、1973 年船舶からの汚染防止国際条約の附属書 V (MARPOL)、これは 1978 年のプロトコルにより改訂された、及び 1989 年 3 月 22 日危険な廃棄物の越境移動及びそれらの廃棄の管理に対するバーゼル条約[6]に従い、及び国連の廃棄物法規制、即ち欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/98/EC 及び指令 2000/59/EC[7]とともに、加盟国は、海と陸の両方からの海洋ごみを防止し軽減するため環境に健全な廃棄物管理を確実にするよう求められる。EU の水の法制度、即ち欧州議会及び閣僚理事会指令 2000/60/EC[8]及び 2008/56/EC[9]により、加盟国は、国連の持続可能な開発目標 14 への貢献など、それら海洋ごみの良好な環境状況の達成を損なう所で、海洋ごみに取り組むことを要求されている

こと。

[5] OJ L 179, 23.6.1998, p. 3.

[6] OJ L 39, 16.2.1993, p. 3.

[7] Directive 2000/59/EC of the European Parliament and of the Council of 27 November 2000 on port reception facilities for ship-generated waste and cargo residues (OJ L 332, 28.12.2000, p. 81).

[8] Directive 2000/60/EC of the European Parliament and of the Council of 23 October 2000 establishing a framework for Community action in the field of water policy (OJ L 327, 22.12.2000, p. 1).

[9] Directive 2008/56/EC of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 establishing a framework for community action in the field of marine environmental policy (Marine Strategy Framework Directive) (OJ L 164, 25.6.2008, p. 19).

(5) EU では、海岸のごみの数として測定される海洋ごみの 80～85%がプラスチックであり、シングルユースプラスチックアイテムが全体の 50%を占め、漁業関連アイテムが 27%を占めている。シングルユースプラスチック製品は、それらが提供された目的のため、一回の使用後廃棄され、殆どリサイクルされず、そしてごみが集まる傾向があり、広範に使用され急速に動き回る消費者製品を含む。上市された漁具の大部分は処理のために収集されていない。シングルユースプラスチック製品及びプラスチックを含む漁具はそれ故、海洋ごみの意味合いにおいて、特に深刻な問題であり、海洋生態系、生物多様性そしてひとの健康に深刻なリスクをもたらし、観光、漁業及び海運などの活動に有害であること。

(6) 海洋ごみを含む全てのごみの防止には、適切な廃棄物管理が依然不可欠である。既存の EU 法、即ち指令 2008/98/EC、2000/59/EC、2000/60/EC 及び 2008/56/EC、及び閣僚理事会規則 (EC) No1224/2009[10]や政策手段は、海洋ごみに対処するいくつかの規制上の対応を提供している。特にプラスチック廃棄物には、EU の全ての廃棄物管理措置と目標が課され、欧州議会及び閣僚理事会指令 94/62/EC[11]に記載されたプラスチック包装廃棄物リサイクル目標や、欧州に上市された全てのプラスチック包装材料が 2030 年までに再利用又は容易にリサイクル可能になることを保証する欧州プラスチック戦略の目標がある。しかし、その措置が海洋ごみに与える影響は十分ではなく、海洋ごみを防止し軽減するため国の措置と野心の範囲とレベルには違いがある。更にこれらの措置の中に、特にシングルユースプラスチック製品に販売制限があると、EU 内での貿易障壁が生じ、競争が歪められる可能性があること。

[10] Council Regulation (EC) No 1224/2009 of 20 November 2009 establishing a Union control system for ensuring compliance with the rules of the common fisheries policy, amending Regulations (EC) No 847/96, (EC) No 2371/2002, (EC) No 811/2004, (EC) No

768/2005, (EC) No 2115/2005, (EC) No 2166/2005, (EC) No 388/2006, (EC) No 509/2007, (EC) No 676/2007, (EC) No 1098/2007, (EC) No 1300/2008, (EC) No 1342/2008 and repealing Regulations (EEC) No 2847/93, (EC) No 1627/94 and (EC) No 1966/2006 (OJ L 343, 22.12.2009, p. 1).

[11] European Parliament and Council Directive 94/62/EC of 20 December 1994 on packaging and packaging waste (OJ L 365, 31.12.1994, p. 10).

(7) 最も必要とされるところに努力を集中させるため、この指令は、EU の海岸で最も見出されるシングルユースプラスチック製品、並びにプラスチックを含む漁具及びオキシ分解性プラスチック製品のみを対象とすべきである。この指令に基づく措置の対象となるシングルユースプラスチック製品は、EU の海岸で見られるシングルユースプラスチックの約 86%を占めると推定される。金属製やガラス製の飲料容器は、欧州の海岸で最も見出されるシングルユースプラスチック製品ではないため、この指令ではカバーすべきでないこと。

(8) マイクロプラスチックはこの指令の範囲に直接は含まれないが、海洋ごみの一因となるため、EU はこの問題に対し包括的アプローチを採用すべきである。EU は、全ての生産者がその配合処方からマイクロプラスチックを厳しく制限するよう奨励すべきであること。

(9) 大量のプラスチックによる陸上での汚染や土壌の汚染、そしてその結果生じる破片やマイクロプラスチックは重大なものであり、そのようなプラスチックは海洋環境に漏えいする可能性があること。

(10) 本指令は、指令 94/62/EC 及び指令 2008/98/EC と関連し法的に絞り込まれている。これらの指令と本指令との間に矛盾がある場合、その適用の範囲内で本指令が優先される。これは上市に対する制限の場合である。特に消費削減措置、製品の要件、表示要件及び拡大生産者責任に関して、この指令は欧州議会及び閣僚理事会指令 94/62/EC、指令 2008/98/EC 及び指令 2014/40/EU[12]を捕捉するものであること。

[12] Directive 2014/40/EU of the European Parliament and of the Council of 3 April 2014 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning the manufacture, presentation and sale of tobacco and related products and repealing Directive 2001/37/EC (OJ L 127, 29.4.2014, p. 1).

(11) シングルユースプラスチック製品は、幅広いプラスチックから製造することができる。プラスチックは通常、添加剤が添加できるポリマー材料として定義される。しかしながら、この定義はある種の天然ポリマーをカバーすることになる。欧州議会及び閣僚理事会規

則 (EC) No 1907/2006 [13]第 3 条ポイント 40 における「化学変性されていない物質」の定義に従って、変性されていない天然ポリマーは、それらが環境上天然に存在することから、この指令でカバーすべきではない。従いこの指令の目的のため、規則 (EC) No 1907/2006 第 3 条ポイント 5 におけるポリマーの定義に適合させ、別の定義を導入すべきである。変性された天然ポリマーで製造されたプラスチック、又バイオベース、化石又は合成の出発物質から製造されたプラスチックは天然には存在しないため、この指令で対処する必要がある。従ってプラスチックに適用される定義は、それらがバイオマス由来である又は経時的に生分解することを意図しているかどうかに係らず、ポリマーベースのゴムのアイテム及びバイオベース及び生分解性プラスチックをカバーすべきである。塗料、インク及び接着剤は、この指令によって扱われるべきではなく、従いこれらのポリマー材料はこの定義にカバーされるべきではないこと。

[13] Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH), establishing a European Chemicals Agency, amending Directive 1999/45/EC and repealing Council Regulation (EEC) No 793/93 and Commission Regulation (EC) No 1488/94 as well as Council Directive 76/769/EEC and Commission Directives 91/155/EEC, 93/67/EEC, 93/105/EC and 2000/21/EC (OJ L 396, 30.12.2006, p. 1).

(12) この指令の範囲を明確に定義するため、「シングルユースプラスチック製品」という用語を定義する必要がある。その定義は、それらが考えられているのと同じ目的のため再充填又は再使用されることによりライフサイクル内に複数回の移動や通いを達成するために考え出され、設計され、そして上市されるプラスチック製品を除外すべきである。シングルユースプラスチック製品は、通常一回だけ、又廃棄される前に短時間使用されることを意図されている。工業用ウェットワイプは除外されるが、パーソナルケア及び家庭用の予め湿らされたウェットワイプは本指令の範囲内にある。製品がこの指令の目的のため、シングルユースプラスチック製品と見なされるべきかどうか更に明確にするため、欧州委員会はシングルユースプラスチック製品に関するガイドラインを作成すべきである。この指令に記載されている基準を考慮し、本指令の目的のためにシングルユースプラスチック製品と見なされる食品容器の事例には、ファーストフード用容器、又冷たい又は熱い食品を伴う食事、サンドイッチラップ及びサラダのボックス、果物、野菜又はデザートなど、それ以上調理する必要のない生鮮食品や加工食品の食品容器がある。本指令の目的のためシングルユースプラスチック製品と見なされるべきではない食品容器の事例には、更なる調理を必要とする乾燥食品や固体の冷たいまま販売される食品を伴う食品容器、一人前を超えて供給される食品を含む容器、又一ユニットを超えて販売される一人前の食品の容器がある。

シングルユースプラスチック製品と見なされる飲料容器の事例には、ビール、ワイン、水、清涼飲料水、ジュース及び蜜、インスタント飲料又は牛乳に使用される飲料ボトル又は複合飲料包装があるが、飲料用カップはない。なぜならこれらはこの指令の目的のためのシングルユースプラスチック製品とは別のカテゴリーであるからである。ガラス製及び金属製の飲料容器は、EUの海岸で最も見出されるシングルユースプラスチック製品の中にないため、この指令の措置の対象にはならない。しかしながら、欧州委員会は、とりわけガラス製及び金属製の飲料容器に使用されているプラスチック製のキャップ及び蓋を評価すべきであること。

(13) シングルユースプラスチック製品は、適切でより持続可能な代替品の入手可能性、消費パターンを変更する可能性、及びそれらが既存のEU法にカバーされている範囲などの様々な要因に応じ、1つ又は複数の措置により対処されるべきであること。

(14) ある種のシングルユースプラスチック製品については、適切でより持続可能な代替品が依然容易に入手できず、そのようなシングルユースプラスチック製品の大部分の消費は増加すると予想される。その傾向を覆し、より持続可能な解決策に向けた努力を促進するため、加盟国は、閣僚理事会規則(EC) No 178/2002[14]、(EC) No 852/2004[15]及び(EC) No 1935/2004[16]その関連法制度で定められた食品衛生、食品安全、適正衛生規範、適正製造規範、消費者情報、又欧州議会及びトレーサビリティの要件を危うくすることなく、それらの製品の消費の野心的で持続的な削減を達成するため、例えば国の消費削減目標を設定するなど、必要な措置を講じるよう求められるべきである。加盟国は、これらの措置に対し可能な限り高い野心を目指すべきであり、それは増加する消費動向の実質的な逆転を引き起こし、測定可能な量的減少を齎すはずである。それらの措置は、海洋環境で発見されるときを含め、それらのライフサイクルを通して製品の影響を考慮に入れ、廃棄物の階層性を尊重すべきである。

加盟国が市場の制限を通じこの義務を履行することを決定した場合、加盟国はそのような制限がプロポーショナルで差別のないものであるよう保証すべきである。加盟国は、複数回の使用に適し、廃棄物になった後、再使用やリサイクルの準備に適した製品の使用を奨励すべきであること。

[14] Regulation (EC) No 178/2002 of the European Parliament and of the Council of 28 January 2002 laying down the general principles and requirements of food law, establishing the European Food Safety Authority and laying down procedures in matters of food safety (OJ L 31, 1.2.2002, p. 1).

[15] Regulation (EC) No 852/2004 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the hygiene of foodstuffs (OJ L 139, 30.4.2004, p. 1).

[16] Regulation (EC) No 1935/2004 of the European Parliament and of the Council of 27 October 2004 on materials and articles intended to come into contact with food and repealing Directives 80/590/EEC and 89/109/EEC (OJ L 338, 13.11.2004, p. 4).

(15) 他のシングルユースプラスチック製品については、手頃な価格で、適切でより持続可能な代替品が直ぐに利用可能である。そのようなシングルユース製品の環境への悪影響を制限するため、加盟国はそれらの上市を禁止するよう求められるべきである。そうすることにより、それらの容易に利用可能でより持続可能な代替手段の使用、並びにより持続可能なビジネスモデルに向けた革新的な解決策、再利用の代替品及び材料の代替が促進されるであろう。この指令に導入される上市制限は又、オキシ分解性プラスチックにより製造された製品をカバーすべきである。なぜならこの種のプラスチックは適切に生分解せず、このため環境中のマイクロプラスチック汚染に寄与し、コンポスト化せず、従来のプラスチックのリサイクルに悪影響を及ぼし、環境上検証された便益を齎さないからである。海洋環境における発泡ポリスチレンのごみの高い発生率及び代替品の利用可能性を考慮すると、発泡ポリスチレン製のシングルユース食品及び飲料容器及び飲料用カップも制限されるべきであること。

(16) プラスチックを含むたばこ製品フィルターは、EU の海岸で 2 番目に多いシングルユースプラスチック製品である。プラスチックを含むフィルター付きたばこ製品の消費後の廃棄物が、環境に直接廃棄することにより引き起こされる大きな環境負荷を減らす必要がある。革新と製品開発が、プラスチックを含むフィルターに代わる使用可能な代替手段を提供すると期待されており、そしてこの開発は加速される必要がある。プラスチックを含むフィルター付きたばこ製品の拡大生産者責任スキームも又、プラスチックを含むたばこ製品のフィルターに代わる持続可能な代替品開発につながる革新を促進するはずである。加盟国は、プラスチックを含むフィルター付きたばこ製品の消費後廃棄物のポイ捨てを減らすため幅広い対策を推進すべきであること。

(17) 飲料容器に使用されるプラスチック製キャップ及び蓋は、EU の海岸に最もよく見られるシングルユースプラスチック製品の 1 つである。従って、シングルユースプラスチック製品である飲料容器は、それらが特定の製品設計要件を満たし、飲料容器のキャップ及び蓋の環境への漏えいを著しく低減する場合だけ、上市が許されるべきである。シングルユースプラスチック製品及び包装である飲料容器の場合、この要求事項は、指令 94/62/EC の附属書 II に記載されている包装材料のリサイクル性や性状を含め、組成物への重要な要件及び再利用可能性や回収可能性に関する必要事項に追加される。

製品設計要件への適合性を促進し、国内市場の円滑な機能を確保するため、欧州議会及び閣

僚理事会規則(EU) No 1025/2012[17]に従って採用されハーモナイズした規格を開発する必要がある。そしてその規格への適合性はそれらの要件への適合性への推定を可能にすべきである。従って、ハーモナイズした標準のタイムリーな開発は、この指令の効果的実施を確実にするための最優先事項である。ハーモナイズした標準を開発し、生産者が製品設計要件の実施に関連し生産チェーンを適合させることを可能にするため、十分な時間が想定されるべきである。プラスチックの循環型使用を確実にするためには、リサイクル材料の市場への取り込みを促進する必要がある。従って、飲料ボトル中の再生プラスチックの強制的な最低含有量の要件を導入することが適切であること。

[17] Regulation (EU) No 1025/2012 of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on European standardisation, amending Council Directives 89/686/EEC and 93/15/EEC and Directives 94/9/EC, 94/25/EC, 95/16/EC, 97/23/EC, 98/34/EC, 2004/22/EC, 2007/23/EC, 2009/23/EC and 2009/105/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Decision 87/95/EEC and Decision No 1673/2006/EC of the European Parliament and of the Council (OJ L 316, 14.11.2012, p. 12).

(18) プラスチック製品はそれらのライフスパン全体を考慮し製造されるべきである。プラスチック製品の設計では、製造と使用の段階、製品の再利用性とリサイクル性を常に考慮に入れる必要がある。指令 94/62/EC 第 9 条(5)に従って行われる見直しの意味合いにおいて、欧州委員会は、LCA に基づいて、特に、防止と循環性の設計に取り組み、複合材料を含め様々な包装材料の相対的特性を考慮に入れるべきであること。

(19) 生理用ナプキンやタンポン、タンポン用アプリケータに有害な化学物質が存在することは、女性の健康のために避けるべきである。規則 (EC) No 1907/2006 の下で進行中の制限プロセスの枠組みにおいて、欧州委員会はこれらの物質に対し更なる制限を評価することが適切であること。

(20) ある種のシングルユースプラスチック製品は、下水道を通しての不適切な処分又はその他不適切な環境への放出の結果として、最終的には環境に取り込まれる。下水道を介して処分することは、更に、ポンプを詰まらせ、管を塞ぐことにより下水道網にかなりの経済的損害を与える可能性がある。これら製品については、これら製品の材料特性や適切な廃棄物処理に関する情報が大きく欠けていることがよくある。従って、下水道を通して頻繁に処分される、或いはその他不適切に処分されるシングルユースプラスチック製品は、表示要件の対象となるべきである。表示は、製品の適切な廃棄物管理の選択肢、又廃棄物の階層に沿ってその製品の回避すべき廃棄物処理手段、及び製品中のプラスチックの存在、並びに結果として生じるポイ捨てやその他不適切な廃棄による悪影響を消費者に情報提供すべきである。表示は、必要に応じ、シングルユースプラスチック製品の包装の上か、製品自体の上に直接す

るかのどちらかであるべきである。欧州委員会は、表示のためのハーモナイズした仕様を確立する権限を与えられるべきであり、そうするとき、それが効果的で明確に理解できることを確実にするため、消費者の代表グループと共に提案された表示の認識を試みるべきである。漁具に関して、表示要件は既に規則(EC)No 1224/2009 に従って適用されていること。

(21) 適したより持続可能な代替品がないシングルユースプラスチック製品に関して、加盟国は又、汚染者負担原則に沿って、廃棄物管理とごみの清掃に必要な費用、同様にそうしたごみの予防と削減のための意識向上対策に必要な費用をカバーするため、拡大生産者責任スキームも導入すべきである。これらの費用は、費用対効果の高い方法でこれらのサービスを提供するために必要な費用を超えてはならず、関係者間で透明な方法で確立されるべきであること。

(22) 指令 2008/98/EC は、拡大生産者責任スキームの一般的な最低要件を定めている。これらの要件は、法制度による、又この指令の下での合意による実施の形態に係らず、本指令により確立された拡大生産者責任スキームに適用されるべきである。一部の要件の関連性は、製品の特性による。プラスチック製フィルター付きたばこ製品、ウェットワイブ及びバルーンは、廃棄物の階層性に沿って適切に処理するため、分別収集は必要ない。そのため、それら製品に対して分別収集を設定することは必須ではない。この指令は、指令 2008/98/EC に規定されたもの以外の新たな拡大生産者責任要件、例えば、ごみの清掃費用を賄うため特定のシングルユースプラスチック製品の生産者に対する要件を規定している。それらは又、たばこ製品の消費後の廃棄物を収集するための特定のインフラストラクチャーの費用、例えば一般的なごみのホットスポットでの適切な廃棄物収納器の費用をカバーしている。ごみを清掃するための費用の計算方法は、プロポーショナリティの検討を考慮に入れるべきである。管理費を最小限に抑えるため、加盟国は適切な複数年固定額を設定することにより、ごみの清掃のための財政的寄与を決定できるものとする。

(23) 海洋ごみにおいて、廃棄された、失われた漁具含め、廃棄漁具に由来するプラスチックの大部分が、規則 (EC) No 1224/2009、指令 2000/59/EC 及び指令 2008/98/EC に示された既存の法定要件が、そうした漁具を収集と処理のために岸に戻すための十分なインセンティブを提供していないことを示している。欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU) 2019/883[18]の下設定された間接料金システムは、船舶が海にある彼らの廃棄物を無料にするインセンティブを除去するためのシステムを提供し、デリバリの権限を保証している。しかしながら、そのシステムは、支払われるべき間接的な廃棄物料金のいかなる潜在的な増加も避けるため、漁師が彼らの漁具廃棄物を陸上に持ち帰ることに對し、更なる金銭的インセンティブにより補完されるべきである。漁具とプラスチックを含む漁具の部品が、廃棄物漁具の分別収集を確実にし、廃棄漁具の環境に健全な廃棄物管理、特にリサイクルにおいて財

政支援するため、加盟国は、汚染者負担原則に従って、拡大生産者責任を導入すべきであること。

[18] Directive (EU) 2019/883 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on port reception facilities for the delivery of waste from ships, amending Directive 2010/65/EU and repealing Directive 2000/59/EC (OJ L 151, 7.6.2019, p. 116).

(24) プラスチックを含む漁具に対する拡大生産者責任の枠組みにおいて、加盟国は、この指令に記載した報告義務に沿ってプラスチックを含む漁具を監視し評価すべきであること。

(25) プラスチックを含む全ての海洋ごみは、環境とひとの健康にリスクを齎すことから取り組まれるべきであるが、プロポーショナルリティの検討も考慮されるべきである。従って、プラスチックを含む漁具の漁業者自身や職人は、生産者と見なされず、拡大生産者責任に関する生産者の義務を果たす責任を負うべきではないこと。

(26) 持続可能な消費者の選択を支援し、責任ある消費者行動を促進するための経済的その他インセンティブは、この指令の目的を達成するための効果的手段となり得ること。

(27) シングルユースプラスチック製品である飲料ボトルは、EUの海岸で最もよく見られる海洋ごみのアイテムの1つである。これは、効果的でない分別収集システムと消費者によるそれらシステムへの参加の低さによるものである。より効率的な分別収集システムを推進する必要がある。それ故、シングルユースプラスチック製品である飲料ボトルについて、最低限の分別収集目標を設定する必要がある。廃棄物を分別収集する義務は、廃棄物を種類と性質により分けて保管することを求める一方、指令 2008/98/EC 第 10 条 (2) 及び第 10 条 (3) ポイント(a) による廃棄物の階層性に従って、高品質のリサイクルを妨げない限り、特定の種類の廃棄物を一緒に収集することが可能になるにちがいない。収集目標の設定は、加盟国で上市されるプラスチックボトルの量、或いは加盟国で発生するシングルユース廃プラスチックボトルの量に基づくべきである。加盟国で発生する廃棄物の量の計算には、廃棄物収集システムから逃れるごみを含め、発生した全てのシングルユース廃プラスチックボトルを十分考慮する必要がある。加盟国は、拡大生産者責任スキームの枠組みの中で、シングルユースプラスチック製品である飲料ボトルについて、分別収集目標を設定することにより、デポジット払い戻しスキームを確立することにより、又適切と思われるその他何らかの措置により、その最低目標を達成できねばならない。これは、収集率、収集された材料の品質、及びリサイクル材の品質に直接的なプラスの影響を与え、リサイクル事業及びリサイクル材市場に機会を提供する。それは、指令 94/62/EC で設定された包装廃棄物のリサイクル目標の達成を支援するであろうこと。

(28) プラスチックを含む海洋ごみになるポイ捨てやその他の不適切な廃棄方法を防止するため、利用可能な最も適切な廃棄物管理オプション及び/又は避けるべき廃棄物処理オプション、適切な廃棄物管理に関する適正規範、及び不適切な処理方法による環境影響、並びに特定のシングルユースプラスチック製品及び漁具のプラスチック含有量、及び下水道への不適切な廃棄物廃棄の影響に関し消費者に適切に情報提供する必要がある。従って、加盟国は、そうした情報が消費者やユーザーに提供されることを確実にするための意識啓発措置を講じることを求められるべきである。この情報には、シングルユースプラスチック製品の使用を推奨するあらゆる宣伝用のコンテンツを含めるべきではない。加盟国は、製品の性質又その用途に基づき、最も適切な措置を選択できねばならない。シングルユースプラスチック製品及びプラスチックを含む漁具の生産者は、彼らの拡大生産者責任義務の一環として、意識向上対策の費用を負担すべきであること。

(29) この指令の目的は、環境とひとの健康を守ることにある。司法裁判所が何度も開催してきたように、原則指令により課された義務が関係者により信頼されるという可能性を除外することは、EU の機能に関する条約第 288 条第 3 パラグラフが指令に帰している強制的効果とは相容れないだろう。その考察は特に指令に関して適用され、それは水生環境に対する特定のプラスチック製品の影響を防ぎそして減らすという目的を持っていること。

(30) この指令の実施を評価するため、EU 内の海洋ごみのレベルを監視することが重要である。指令 2008/56/EC に従い、加盟国は定期的に、プラスチックの海洋ごみを含め、海洋ごみの性状と量を監視するよう求められる。この監視データは又、欧州委員会に伝達されること。

(31) 加盟国は、本指令により採択された国の規定への違反に適用される罰則に関し規則を定め、それらが確実に実施されるようあらゆる措置を講じるべきである。その罰則は、効果的で、プロポーショナルなもので、そして説得力のあるものであるべきこと。

(32) 2016 年 4 月 13 日付より良い法律作成に関する関係機関協定[19]パラグラフ 22 に従い、欧州委員会は、この指令の評価を行うべきである。その評価は、本指令の実施中に集約された経験及び収集されたデータ、及び指令 2008/56/EC 又指令 2008/98/EC の下で収集されたデータに基づくべきである。その評価は、2030 年以降のための EU 全体の削減目標の設定、及び EU における海洋ごみの監視の観点で、シングルユースプラスチック製品をリストしている附属書を見直す必要があるかどうかの評価、そしてその範囲を他のシングルユース製品に拡大することができるかどうかを含め、可能な更なる対策の評価の基礎を提供すべきであること。

[19] OJ L 123, 12.5.2016, p. 1.

(33) 本指令の実施のための統一された条件を確実にするため、消費削減の対象となるシングルユースプラスチック製品の年間消費量の計算方法と検証方法、シングルユースプラスチック飲料ボトルへの最低限リサイクル材料目標到達の計算規則と検証、特定のシングルユースプラスチック製品に付けられる表示の仕様、分別収集目標が設定されているシングルユースプラスチック製品の収集目標の計算と検証方法、及びこの指令の実施に関し加盟国により提供されるデータと情報の様式について、執行権限が欧州委員会に与えられるべきである。これらの権限は、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) No 182/2011[20]に従って行使されるべきであること。

[20] Regulation (EU) No 182/2011 of the European Parliament and of the Council of 16 February 2011 laying down the rules and general principles concerning mechanisms for control by Member States of the Commission's exercise of implementing powers ([OJ L 55, 28.2.2011, p. 13](#)).

(34) 加盟国が、所管当局と関係する経済部門との間の合意により、特定の要件が一致する前提で、本指令の特定条項の履行を選択することを認めることは適切であること。

(35) ごみとの闘いは、所管官庁、生産者及び消費者間で共有される努力である。EU 機関を含め公的機関は、事例により導かねばならないこと。

(36) この指令の目的には、即ち特定のシングルユースプラスチック製品、オキシ分解性プラスチックで製造された製品、及びプラスチックを含む漁具が、環境及びひとの健康に及ぼす影響を防止し軽減することであり、革新的で持続可能なビジネスモデルの育成を含め、循環型経済への移行を促進し、この結果又域内市場の効果的機能に効果的に貢献するためには、加盟国により十分に達成されることはできないが、むしろ行動の規模や効果のために、EU レベルでより良く達成でき得ることがあるので、EU は、EU 条約第 5 条に規定されるように、補完性の原則に従って措置を採択できる。同条に規定されているプロポーショナリティの原則に従い、この指令はそれらの目的を達成するため必要なものを超えてはいないこと。

つぎの通りこの指令を採択した：

第 1 条 目的

この指令の目的は、特定のプラスチック製品が環境、特に水環境に及び人の健康に及ぼす影響を防止及び軽減すること、同様に革新的で持続可能なビジネスモデル、製品及び材料により循環型経済への移行を促進することであり、こうして又域内市場の円滑な機能に貢献す

ることにある。

第2条 適用範囲

1.この指令は、附属書にリストされたシングルユースプラスチック製品に、オキシ分解性プラスチックで製造された製品に、及びプラスチックを含む漁具に適用される。

2.本指令が指令 94/62/EC 又 2008/98/EC と矛盾する場合、本指令が優先するものとする。

第3条 定義

この指令の目的のため、つぎの定義が適用される：

(1)「プラスチック」とは、添加物その他の物質が添加される可能性のある、そして化学変性をしていない天然ポリマーを除き、最終製品の主な構造的成分として機能できる、規則 (EC) No 1907/2006 第3条ポイント5で規定されるところのポリマーからなる材料を意味する；

(2)「シングルユースプラスチック製品」とは、全体的に又は部分的にプラスチックから作られ、そのライフスパン内で、再充填のため生産者に戻され、又はそれが構想されたのと同じ目的のために再利用されることで、複数の受け渡しや通いを達成するよう構想され、設計され又上市されていない製品を意味する；

(3)「オキシ分解性プラスチック」とは、酸化によりプラスチック材料の微細な断片化や化学的分解を引き起こす添加剤を含むプラスチック材料を意味する；

(4)「漁具」とは、海洋生物資源を標的とし、捕獲し又は養殖するため漁業や水産養殖に使用される、又は海面に浮かび、海洋生物資源などを惹きつけ捕獲し又養殖する目的で開発されたあらゆるアイテム又は機材のピースを意味する；

(5)「廃棄漁具」とは、指令 2008/98/EC 第3条ポイント1の廃棄物の定義に該当するあらゆる漁具を意味し、捨てる又見失う時を含め、そうした漁具の一部又は漁具に附帯する全ての個々のコンポーネンツ、物質又は材料を含める；

(6)「上市」とは、加盟国市場で製品が初めて利用可能にされることを意味する；

(7)「市場で利用可能」とは、有料無料を問わず、商業活動の経路で加盟国の市場で流通、消費或いは使用のための何らかの生産品の供給を意味する；

(8) 「ハーモナイズされた基準」とは、規則(EU)No 1025/2012 第 2 条ポイント 1(c)に定義されるハーモナイズされた基準を意味する；

(9) 「廃棄物」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条ポイント 1 に定義される廃棄物を意味する；

(10) 「拡大生産者責任スキーム」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条ポイント 21 に定義される拡大生産者責任スキームを意味する；

(11) 「生産者」とは、つぎを意味する：

(a) 欧州議会及び閣僚理事会指令 2011/83/EU[21]第 2 条ポイント(7)で規定されるところの、遠隔契約の手段による、使用される販売技術に係らず、専門的に製造、充填、販売或いは輸入する、そしてその加盟国にシングルユースプラスチック製品を上市する加盟国で設立された、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EC) No 1380/2013[22]3 第 4 条ポイント(28)に規定される漁業活動を実施しているひと以外の、プラスチックを含むシングルユースプラスチック製品や漁具の注文に応じるあらゆる自然人又は法人；又は、

[21] Directive 2011/83/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2011 on consumer rights, amending Council Directive 93/13/EEC and Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 85/577/EEC and Directive 97/7/EC of the European Parliament and of the Council (OJ L 304, 22.11.2011, p. 64).

[22] Regulation (EU) No 1380/2013 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2013 on the Common Fisheries Policy, amending Council Regulations (EC) No 1954/2003 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulations (EC) No 2371/2002 and (EC) No 639/2004 and Council Decision 2004/585/EC (OJ L 354, 28.12.2013, p. 22).

(b) 指令 2011/83/EU 第 2 条ポイント(7)で規定されるところの遠隔契約の手段により、ある加盟国や第三国に設立され、民間世帯又は民間世帯以外のユーザーに、シングルユースプラスチック製品を直接他の加盟国内で専門的に販売するため設立された、規則 (EC) No 1380/2013 第 4 条ポイント(28)に規定される漁業活動を実施しているひと以外の、プラスチックを含むシングルユースプラスチック製品や漁具の注文に応じるあらゆる自然人又は法人；

(12) 「回収」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条ポイント 10 に定義される回収を意味する；

(13) 「分別回収」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条ポイント 11 に定義される分別回収を意味する；

(14)「処理」とは、指令 2008/98/EC 第 3 条ポイント 14 に定義される処理を意味する；

(15)「包装材料」とは、指令 94/62/EC 第 3 条ポイント 1 に定義される包装材料を意味する；

(16)「生分解性プラスチック」とは、それが究極、二酸化炭素(CO₂)、バイオマス及び水に分解し、コンポスト化及び嫌気性消化を経て回収可能な包装材料の欧州基準に合致するような、物理的、生物的分解を進める能力のあるプラスチックを意味する；

(17)「港湾受入施設」とは、指令 2000/59/EC 第 2 条ポイント(e)に定義される「港湾受入施設」を意味する；

(18)「タバコ製品」とは、指令 2014/40/EU 第 2 条ポイント(4)に定義されるタバコ製品を意味する。

第 4 条 消費の削減

1.加盟国は、EU の廃棄物政策、特に廃棄物防止の全体的な目的に沿って、附属書のパート A にリストされているシングルユースプラスチック製品の消費の意欲的かつ持続的な削減を達成するため、増大する消費動向の実質的な転換につながる必要な措置をとるものとする。それらの措置は、2022 年と比較して 2026 年までに、加盟国の領域において、附属書のパート A にリストされているシングルユースプラスチック製品の消費に測定可能な定量的削減を達成するものとする。

2021 年 7 月 3 日までに、加盟国は第 1 パラグラフに従って彼らが採択した措置の説明を作成し、この説明を欧州委員会に通知し、そしてそれを公表するものとする。加盟国は、説明に記載された措置が、それらの計画やプログラムを管理する EU の関連法に従って、それらの計画やプログラムを最初のその後の更新時、第 11 条に参照されるプログラム、又はこの目的のため出されたその他のプログラムに統合させるものとする。

それらの措置には、国内消費削減目標、最終消費者への販売地点で利用できる附属書パート A にリストされたシングルユースプラスチック製品の再利用可能な代替品を確実にする措置、最終消費者へのその販売地点でシングルユースプラスチック製品が無料で提供されないことを保証するような手段などの経済的手段、及び第 17 条 (3) に記載の契約が含まれる。加盟国は、それらが再利用可能であるか又はプラスチックを含まない代替品で代用されることを確実にするため、そうした製品のポイ捨て防止を目的として、指令 94/62/EC 第 18 条からの除外の中で販売制限を取ることができる。それらの対策は、ポイ捨て時を含めライ

フサイクル全体に亘り、それらシングルユースプラスチック製品の環境影響に応じ多様化する場合がある。

このパラグラフに従って採択された措置は、プロポーショナルで差別のないものとする。加盟国は、欧州議会及び閣僚理事会指令（EU）2015/1535[23]に従い、その指令に要求されている場合、これらの措置について欧州委員会に通知するものとする。

[23] Directive (EU) 2015/1535 of the European Parliament and of the Council of 9 September 2015 laying down a procedure for the provision of information in the field of technical regulations and of rules on Information Society services (OJ L 241, 17.9.2015, p. 1).

このパラグラフの最初のサブパラグラフを遵守するため、各加盟国は上市されている附属書のパート A にリストされたシングルユースプラスチック製品と取られた削減措置を監視し、そして消費量への強制的な定量的 EU 目標設定を視野に入れ、本条第 2 パラグラフ及び第 13 条 (1) により、欧州委員会に進捗を報告するものとする。

2.2021 年 1 月 3 日までに、欧州委員会は、附属書パート A にリストされたシングルユースプラスチックの消費の意欲的かつ持続的な削減の計算と検証のための方法を定めた施行法を採択するものとする。その施行法は、第 16 条 (2) に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

第 5 条 上市制限

加盟国は、附属書のパート B にリストされたシングルユースプラスチック製品の及びオキソ分解性プラスチック製品の上市を禁止するものとする。

第 6 条 製品の要件

1.加盟国は、プラスチックで製造されたキャップや蓋をもち、附属書のパート C にリストされたシングルユースプラスチック製品が、その製品に意図された使用段階の間、キャップや蓋が容器に付いたままの状態のときだけ上市できるよう保証するものとする。

2.この条文の目的のため、プラスチックシールをもつ金属製のキャップや蓋は、プラスチックで製造されたと考えてはならない。

3.2019 年 10 月 3 日までに、欧州委員会は、欧州標準化機構に、パラグラフ 1 に参照される要件に関するハーモナイズされた基準を策定するよう求めるものとする。それらの基準は特に、炭酸飲料へのそれらを含め、容器のふたの必要強度、信頼性及び安全性を保証する

必要性に係らねばならない。

4. EU 官報におけるパラグラフ 3 に参照されるハーモナイズされた基準への参考資料の公表日以降、それら基準或いはそのパートに適合したパラグラフ 1 に参照されるシングルユースプラスチック製品は、パラグラフ 1 に記載される要件に適合していると推定されるものとする。

5. 附属書のパート F にリストされる飲料ボトルに関し、加盟国はつぎを保証するものとする

(a) 2025 年以降、ポリエチレンテレフタレートを主成分とし製造され、附属書パート F にリストされる飲料ボトル（以下、「PET ボトル」）は、当該加盟国の領域に上市された全ての PET ボトルの平均値として計算し、少なくとも 25% の再生プラスチックを含むこと；

(b) 2030 年以降、附属書パート F にリストされる飲料ボトルは、その加盟国の領域内に上市された全ての飲料ボトルの平均値として計算し、少なくとも 30% の再生プラスチックを含むこと。

2022 年 1 月 1 日までに、欧州委員会はこのパラグラフで確立された目標の計算と検証のための規則を定める施行法を採択するものとする。これらの施行法は、第 16 条 (2) に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

第 7 条 表示要件

1. 加盟国は、上市され附属書のパート D にリストされているシングルユースプラスチック製品が、消費者につぎを知らせる、顕著で、明瞭で、消えにくい表示をその包装やその製品自体につけるよう保証しなければならない：

(a) その製品の適切な廃棄物の管理オプション、又は廃棄物の廃棄が、廃棄物ヒエラルキーに沿ってその製品を避けることを意味すること；及び、

(b) その製品におけるプラスチックの存在、及びその製品のポイ捨て或いは他の不適切な廃棄手段による環境へのネガティブな影響。

ハーモナイズされた表示規格は、パラグラフ 2 に沿って欧州委員会で設定されるものとする。

2. 2020 年 7 月 3 日までに、欧州委員会は、次のパラグラフ 1 に参照される表示のためのハーモナイズした規格を確立する施行法を採択するものとする：

(a) 附属書パート D のポイント(1)、(2)及び(3)にリストされるシングルユースプラスチック製品の表示を、それらの製品の販売地点で及びグループ化された包装に付けることを示す。複数の販売ユニットが購入地点でグループ化されている場合、各販売ユニットはその包装上に表示を付けるものとする。表示は、10 cm²未満の表面積の包装には必要ないものとする；

(b) 附属書のパート D のポイント(4)に記載されているシングルユースプラスチック製品の表示をその製品自体に付けることを示す；及び、

(c) 既存の業界別自主的アプローチを検討し、消費者を誤解させる情報を避ける必要性に特に注意を払うものとする。

その施行法は、第 16 条 (2) に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

3. たばこ製品に関する本条の規定は、指令 2014/40/EU に定められているものに追加される。

第 8 条 拡大生産者責任

1. 加盟国は、指令 2008/98/EC 第 8 条及び第 8 条 a に従って、加盟国に上市されている附属書のパート E にリストされた全てのシングルユースプラスチック製品について、拡大生産者責任スキームを確立するものとする。

2. 加盟国は、この指令の附属書のパート E セクション I にリストされているシングルユースプラスチック製品の生産者が、指令 2008/98/EC 及び指令 94/62/EC の拡大生産者責任規定に従って費用を負担することを保証し、そして現段階で含まれていない限り、以下の費用を負担するものとする：

(a) これらの製品に関しこの指令の第 10 条に規定されている意識啓発措置の費用；

(b) 公共の収集システムで廃棄されたそれら製品の廃棄物収集のための費用。インフラストラクチャとその運用、及びその廃棄物のその後の輸送と処理を含め；及び、

(c) それら製品によるごみを清掃するための費用、及びそのごみのその後の輸送と処理。

3. 加盟国は、附属書パート E のセクション II 及び III にリストされているシングルユースプラスチック製品の製造者が、少なくとも以下の費用を負担するよう保証しなければならない：

(a) それら製品に関し第 10 条に規定されている意識啓発措置の費用；

(b) それら製品によるごみを清掃するための費用、及びそのごみのその後の輸送と処理；

(c) 指令 2008/98/EC 第 8a 条 (1) ポイント (c) によるデータ収集及び報告の費用。

この指令の附属書パート E セクション III に記載されているシングルユースプラスチック製品に関し、加盟国は、生産者が更に、インフラストラクチャーとその運用を含め、公共の収集システムにおける廃棄された製品の廃棄物収集コスト、及びその廃棄物のその後の輸送と処理をカバーすることを保証しなければならない。この費用には、それら製品の廃棄物収集のための特定のインフラストラクチャーの設置、一般的なごみのホットスポットでの適切なおみ収納器などが含まれる場合がある。

4. パラグラフ 2 及び 3 に言及され、カバーされるべき費用は、費用対効果の高い方法でそこで参照されるそれらサービスを提供するための必要な費用を超えてはならず、関係者間で透明な方法で設定されねばならない。ごみ清掃費用は、公的機関により、又それらを代表し行われる活動に限定されるものとする。計算方法は、ごみ清掃費用をプロポーショナルな方式で設定できる方法で開発されねばならない。管理費を最小限に抑えるため、加盟国は適切な複数年固定額を設定することにより、ごみ清掃費用への財政的寄与を決定することができる。

欧州委員会は、加盟国と協議し、パラグラフ 2 と 3 に言及されているごみ清掃コストに関する基準のガイドラインを公表するものとする。

5. 加盟国は、関係する全ての関係者の役割と責任を明確な方法で規定しなければならない。

包装材料に関し、役割と責任は指令 94/62/EC に従って規定されねばならない。

6. 各加盟国は、他の加盟国で設立され、その市場に製品を上市する製品の生産者が、その領域の拡大生産者責任スキームに関する生産者の義務を果たす目的で、その領域で設定される法人或いは自然人を公認代理人として指名できるものとする。

7. 各加盟国は、その領域に設立された生産者が、それが設立されていない他の加盟国で、附属書のパート E にリストされたシングルユースプラスチック製品及び漁具を販売するとき、その加盟国で公認代理人を指名するよう保証しなければならない。公認代理人は、この指令に従って、その他の加盟国の領域内でその生産者の義務を果たす責任者でなければならない。

8.加盟国は、指令 2008/98/EC 第 8 条及び第 8 条 a に従って、加盟国で上市されたプラスチックを含む漁具について、拡大生産者責任スキームが確立されることを保証するものとする。

指令 2008/56/EC 第 3 条ポイント 1 で規定される海水域をもつ加盟国は、リサイクルのためプラスチックを含む廃棄漁具の国の最低収集率を設定するものとする。

加盟国は、強制的な定量的 EU 収集目標設定の視点で、加盟国に上市されたプラスチックを含む漁具、並びに収集されたプラスチックを含む廃棄漁具を監視し、この指令の第 13 条 (1) に従って欧州委員会に報告しなければならない。

9.この指令の paragraph 8 に従って設立された拡大生産者責任スキームに関し、加盟国は、プラスチックを含む漁具の生産者が、指令(EU)2019/883 による十分な港湾受入施設に、又その指令の範囲外の同等の他の収集システムに引き渡されたプラスチックを含む廃棄漁具の分別収集費用、及びその後の輸送処理の費用を賄うことを保証するものとする。生産者は又、プラスチックを含む漁具に関し第 10 条に言及されている意識啓発措置の費用も負担しなければならない。

この paragraph に規定された要件は、港湾受入施設に関する EU 法で漁船からの廃棄物に適用される要件を補足する。

欧州委員会は、閣僚理事会規則 (EC) No 850/98[24]に定められた技術的措置を棄損することなく、再利用のための準備を促し、廃棄時リサイクル性を促進するため漁具の循環型設計に関するハーモナイズされた基準を開発するよう欧州標準化機構に要請するものとする。

[24] Council Regulation (EC) No 850/98 of 30 March 1998 for the conservation of fishery resources through technical measures for the protection of juveniles of marine organisms (OJ L 125, 27.4.1998, p. 1).

第 9 条 分別収集

1.加盟国は、つぎをリサイクルに分別して収集するため必要な措置を講ずるものとする、
(a) 附属書のパート F にリストされたシングルユースプラスチック製品の廃棄量が、2025 年までに、特定の年に上市されたそうしたシングルユースプラスチック製品の重量換算 77%に等しくなる。

(b) 附属書のパート F にリストされたシングルユースプラスチック製品の廃棄量が、2029

年までに、特定の年に上市されたそうしたシングルユースプラスチック製品の重量換算90%に等しくなる。

加盟国内で上市され附属書のパート F にリストされたシングルユースプラスチック製品は、その加盟国で同じ年に発生したごみを含め、そのような製品から発生する廃棄物の量に等しいと見なすことができる。

その目的を達成するために、加盟国はとりわけ：

- (a) デポジット返金スキームを確立する；
- (b) 関連する拡大生産者責任スキームに別途の収集目標を設定する。

最初のサブパラグラフは、指令 2008/98/EC 第 10 条 (3) ポイント (a) を棄損することなく適用されるものとする。

2. 欧州委員会は、パラグラフ 1 に示した目標を達成するための適切な措置、とりわけデポジット払い戻しスキームに関し、加盟国間の情報交換及び適正規範の共有を促進するものとする。欧州委員会は、そうした情報交換及び適正規範の共有結果を公表するものとする。

3. 2020 年 7 月 3 日までに、欧州委員会は、本条パラグラフ 1 に示した分別収集対象の計算及び検証のための方法を定めた施行法を採択するものとする。その施行法は、第 16 条 (2) に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

第 10 条 意識向上対策

加盟国は、本指令の対象となる製品からのポイ捨てを減らすため、消費者に情報提供し、責任ある消費者行動を奨励するための措置を講じ、そして附属書のパート G にリストされたシングルユースプラスチック製品の消費者とプラスチックを含む漁具のユーザーに、次に関し情報提供する措置を講じるものとする：

- (a) シングルユースプラスチック製品及びプラスチックを含む漁具の再利用可能な代替品、再利用システム、及び廃棄物管理オプションの利用可能性、並びに指令 2008/98/EC 第 13 条に従って実行される健全な廃棄物管理の適正規範；
- (b) それらシングルユースプラスチック製品及びプラスチックを含む漁具のポイ捨てその他不適切な廃棄物処理が環境、特に海洋環境に及ぼす影響；及び、
- (c) それらシングルユースプラスチック製品の不適切な廃棄物処理が下水道ネットワーク

に与える影響。

第 11 条 措置の調整

各加盟国は、第 4 条(1)の第 1 サブパラグラフを棄損することなく、この指令の移転と実施に要する措置が、海洋水域を有する加盟国のため指令 2008/56/EC 第 13 条に従って設立されたその措置のプログラム、指令 2000/60/EC 第 11 条に従って設立された措置プログラム、指令 2008/98/EC 第 28 条と第 29 条に従って設立された廃棄物管理計画及び廃棄物防止プログラム、及び指令(EU)2019/883 の下設定される廃棄物受入処理計画の不可欠な部分を構成し、整合していることを保証しなければならない。

この指令の第 4~9 条を移転及び実施するため加盟国がとる措置は、食品衛生及び食品安全に妥協しないことを保証するよう EU 食品法に適合しなければならない。加盟国は、食品接触用材料に可能性があるとき、シングルユースプラスチックに対し、持続可能な代替品の使用を勧めなければならない。

第 12 条 シングルユースプラスチック製品の規格とガイドライン

食品容器が、この指令の目的とするシングルユースプラスチック製品に見なされるかどうか決定するため、食品容器に関し付属書にリストされた基準とともに、そのポイ捨てとなる傾向は、その大きさやサイズにより、特に一人前のものが決定的役割を果たす。

2020 年 7 月 3 日までに、欧州委員会は、加盟国と協議のうえ、この指令の目的から何がシングルユースプラスチック製品と見なされるべきか、適宜事例を含めガイドラインを公表するものとする。

第 13 条 情報システムと報告

1.加盟国は、暦年ごとに、欧州委員会に以下のことを報告しなければならない。

(a) 第 4 条 (1) に従った消費の低減を実証するため、毎年加盟国に上市される、付属書のパート A にリストされているシングルユースプラスチック製品に関するデータ；

(b) 第 4 条 (1) の目的のため加盟国によりとられた措置に関する情報；

(c) 付属書のパート F にリストされ、毎年加盟国で分別収集されるシングルユースプラスチック製品について、第 9 条 (1) に従った分別収集目標達成を実証するためのデータ；

(d) 毎年加盟国で収集されるプラスチックを含む漁具及び収集された廃棄漁具に関するデータ；

(e) 第 6 条 (5) に従った目標達成を実証するため、附属書のパート F にリストされている飲料ボトルにおけるリサイクル材の含有量に関する情報；及び、

(f) 第 8 条 (3) に従って収集された附属書のパート E セクション III にリストされているシングルユースプラスチック製品の消費済廃棄物に関するデータ。

加盟国は、データが収集された報告年の末から 18 ヶ月以内にそのデータと情報を電子的に報告しなければならない。そのデータと情報は、本条パラグラフ 4 に従い欧州委員会により定められた様式で報告されねばならない。

最初の報告期間は、最初の報告年が暦年の 2023 年となるべき最初のサブパラグラフのポイント (e) 及び (f) を除き、2022 年とする。

2. この条文に従って加盟国により報告されたデータと情報には、質のチェックについて報告書を添付しなければならない。データと情報は、パラグラフ 4 に従って欧州委員会により定められた様式で報告されねばならない。

3. 欧州委員会は、この条文に従って報告されたデータと情報を検討し、その検討結果に関する報告書を公表するものとする。報告書は、加盟国で使用されたデータと情報収集の構成、データと情報の出所及び方法、並びにそのデータと情報の完全性、信頼性、適時性及び一貫性を評価しなければならない。評価には、改善のための具体的勧告が含まれる場合がある。報告書は、加盟国による最初のデータと情報の報告後、その後指令 94/62/EC 第 12 条 (3c) に想定された間隔で作成されねばならない。

4. 2021 年 1 月 3 日までに、欧州委員会は、本条パラグラフ 1 のポイント (a) 及び (b) 並びにパラグラフ 2 に従ってデータと情報の報告様式を定める施行法を採択するものとする。

2020 年 7 月 3 日までに、欧州委員会は、本条パラグラフ 1 のポイント (c) 及び (d) 並びにパラグラフ 2 に従ってデータ報告様式を定める施行法を採択するものとする。

欧州委員会は、2022 年 1 月 1 日までに、本条パラグラフ 1 のポイント (e) 及び (f) 並びにパラグラフ 2 に従ってデータと情報の報告様式を定める施行法を採択するものとする。

その施行法は第 16 条 (2) に参照される検査手続きにより採択されねばならない。指令 94/62/EC 第 12 条に従って作成された様式が考慮されねばならない。

第 14 条 罰則

加盟国は、本指令に従って採択された国内規定の侵害に適用される罰則に関する規則を定め、それらが確実に実行されるようにするため必要な全ての措置を講ずるものとする。規定される罰則は、効果的で、プロポーショナルなもので、かつ説得力のあるものとする。加盟国は、2021年7月3日までに、それら規則及びそれら措置について欧州委員会に通知し、それに影響するその後の改正について通知するものとする。

第 15 条 評価と見直し

1. 欧州委員会は、2027年7月3日までに、本指令の評価を実施しなければならない。評価は、第13条に従って利用可能な情報に基づくものとする。加盟国は、評価の目的及び本条パラグラフ2に参照される報告の作成に必要な追加情報を欧州委員会に提出するものとする。

2. 欧州委員会は、パラグラフ1に従って行われた評価の主な知見についての報告を、欧州議会、閣僚理事会及び欧州経済社会委員会に提出しなければならない。適切な場合、その報告書には立法案を添付しなければならない。その提案は、適切な場合、廃棄漁具に、強制的な定量的消費削減目標を設定し、強制的な収集率を設定するものとする。

3. 報告書はつぎを含まねばならない：

(a) ガラス及び金属製の飲料容器に使用されるプラスチック製のキャップ及び蓋に関するものを含め、シングルユースプラスチック製品をリストした附属書を見直す必要性の評価；

(b) 漁具への強制的収集率、及び特に附属書のパートAにリストされているシングルユースプラスチック製品の消費低減のための強制的な定量的EU目標設定の実現可能性の検討。加盟国における消費レベルと既に達成した削減を考慮して；

(c) 本指令の対象となるシングルユースプラスチック製品に使用される材料の変化、並びに再利用可能な代替物に基づく新たな消費パターン及びビジネスモデルの評価；これには、可能な限り、そうした製品及びそれら代替品の環境影響を評価する全体的LCAが含まれねばならない；及び、

(d) この指令の範囲にあるシングルユースプラスチック製品に適用可能な海洋環境における生分解性の基準又は標準に関する科学的及び技術的進捗の、及び二酸化炭素（CO₂）、バイオマスおよび水へ完全分解を保證するシングルユースの代替品の評価。プラスチックが海洋生物にとって有害ではなく、環境中でプラスチックの蓄積を引き起こさない十分に短

い時間スケール内で。

4.パラグラフ 1 により実施される評価の一環として、欧州委員会は、附属書のパート E セクションⅢにリストされたシングルユースプラスチック製品に関し本指令の下でとられた措置を再検討し、そして主な知見に関し報告書を提出するものとする。本報告書は又、その使用済み廃棄物への強制的収集率設定への可能性を含め、附属書のパート E セクションⅢにリストされたシングルユースプラスチック製品の使用済み廃棄物削減のため強制的措置の選択肢を考慮しなければならない。この報告書には、適切な場合、立法案が添付されねばならない。

第 16 条 委員会の手続

1.欧州委員会は、指令 2008/98/EC 第 39 条により設立された委員会により支援されるものとする。その委員会は、規則 (EU) No 182/2011 の意味する委員会とする。

2.このパラグラフを参照する場合、規則 (EU) No 182/2011 第 5 条が適用されるものとする。

委員会が意見を表明しない場合、欧州委員会は施行法案を採択してはならず、規則 (EU) No 182/2011 第 5 条 (4) の第 3 サブパラグラフが適用されるものとする。

第 17 条 移転

1.加盟国は、2021 年 7 月 3 日までに、本指令を遵守するために必要な法令、規則及び行政措置を発効させるものとする。彼らは直ちに欧州委員会に情報提供しなければならない。

但し加盟国は、つぎを遵守するため必要な措置を適用するものとする：

- 第 5 条は 2021 年 7 月 3 日より；

- 第 6 条 (1) は 2024 年 7 月 3 日より；

- 第 7 条 (1) は 2021 年 7 月 3 日より；

- 第 8 条は 2024 年 12 月 31 日までに、但し 2018 年 7 月 4 日までに制定された拡大生産者責任スキームに関して。そして附属書パート E セクションⅢにリストされるシングルユースプラスチック製品に関しては 2023 年 1 月 5 日までに；

加盟国がこのパラグラフに言及される措置を採択するとき、加盟国はこの指令への言及を

含めるか、又は公表の際そうした言及を伴うものとする。そうした言及がどのようになされるべきかは、加盟国より示すものとする。

2.加盟国は、この指令の対象となる分野で採択された国内法の主な措置のテキストを、欧州委員会に通知するものとする。

3.第 4 条及び第 8 条に定められた廃棄物管理目標と目的が達成されることを条件に、加盟国は、所管官庁と関係する経済業界間の合意により、附属書のパート E セクションⅢにリストされたシングルユースプラスチック製品を除き、第 4 条(1)及び第 8 条(1)と(8)に規定された措置を置き換えることができる。

そのような合意は以下の要件を満たすものとする：

(a) 合意が執行可能である；

(b) 合意は、対応する期限とともに目的を特定する必要がある；

(c) 合意は、公に等しく利用できる国の官報や公式文書に掲載され、欧州委員会に送付されている；

(d) 合意の下で達成された結果は、定期的に監視され、管轄当局及び欧州委員会に報告され、合意に定められた条件の下で公に利用可能にされる；

(e) 所管官庁は、合意の下で達成された進捗を調査する規定を作成するものとする；

(f) 合意に違反した場合、加盟国は立法、規則又は行政措置により、本指令の関連規定を実施しなければならない。

第 18 条 発効

この指令は、EU 官報に掲載されてから 20 日目に発効する。

第 19 条 関与

この指令は、加盟国に関わる。

2019 年 6 月 5 日ブリュッセルにて採択、

欧州議会を代表し 議長 A.Tajani

閣僚理事会を代表し 議長 G.Ciamba

附属書

パート A 消費低減に関し第 4 条にカバーされるシングルユースプラスチック製品

(1)飲料用カップ、カバーと蓋を含め；

(2)食品容器、即ちカバーの有無に係らず、つぎの食品を入れるため使用される箱のような入れ物：

(a)その場での又は持ち帰りにより直ぐの消費を目的とし、

(b)通常は入れ物から消費され、そして、

(c)調理、煮沸又は加熱など何らかの追加の調製なしで消費できる。

ファストフードに使用される食品容器又はすぐに消費可能な他の食事を含め。但し飲料容器、プレート、及び食品を含むパッケージやラップは除く。

パート B 上市への制限に関し第 5 条にカバーされるシングルユースプラスチック製品

(1)綿棒、閣僚理事会指令 90/385/EEC[1]又は閣僚理事会指令 93/42/EEC[2]の範囲内にある場合を除き；

[1] Council Directive 90/385/EEC of 20 June 1990 on the approximation of the laws of the Member States relating to active implantable medical devices (OJ L 189, 20.7.1990, p.17).

[2] Council Directive 93/42/EEC of 14 June 1993 concerning medical devices (OJ L 169, 12.7.1993, p.1).

(2)カトラリー（フォーク、ナイフ、スプーン、箸）；

(3)プレート；

(4)ストロー、指令 90/385/EEC 又は指令 93/42/EEC の範囲内にある場合を除き；

(5)飲料スターラー；

(6)バルーンに取り付けるため及び支えるためのスティック。スティックなどの機構を含め、工業用又は他の専門的用途のバルーン及び消費者に配布されない用途のバルーンを除き；

(7)発泡ポリスチレン製の食品容器、即ちカバーの有無に係らず、つぎの食品を入れるため使用される箱のような入れ物：

(a)その場での又は持ち帰りにより直ぐの消費を目的とし、

(b)通常は入れ物から消費され、そして、

(c)調理、煮沸又は加熱など何らかの追加の調製なしで消費できる。

ファストフードに使用される食品容器又はすぐに消費可能な他の食事を含め。但し飲料容器、プレート、及び食品を含むパッケージやラップは除く；

(8)発泡ポリスチレン製の飲料容器。それらのキャップや蓋を含め；

(9)発泡ポリスチレン製の飲料用カップ。それらのキャップや蓋を含め。

パート C 製品要件に関し第 6 条(1)～(4)でカバーされるシングルユースプラスチック製品

(1)最大 3 リットルまでの容量の飲料容器、即ちキャップと蓋を含む飲料ボトル、及びキャップと蓋を含む複合飲料包装など液体を入れるため使用される入れ物。ただしつぎでないもの：

(a)プラスチック製のキャップや蓋を持つガラス製及び金属製の飲料容器、

(b)欧州議会及び閣僚理事会規則 (EU) No 609/2013[3]第 2 条ポイント (g) に規定された液状の特殊医療目的の食品に意図され使用される飲料容器。

[3] Regulation (EU) No 609/2013 of the European Parliament and of the Council of 12 June 2013 on food intended for infants and young children, food for special medical purposes, and total diet replacement for weight control and repealing Council Directive 92/52/EEC, Commission Directives 96/8/EC, 1999/21/EC, 2006/125/EC and 2006/141/EC, Directive 2009/39/EC of the European Parliament and of the Council and Commission Regulations (EC) No 41/2009 and (EC) No 953/2009 (OJ L 181 29.6.2013, p. 35).

パート D 表示要件に関し第 7 条にカバーされるシングルユースプラスチック製品

(1)生理用ナプキン (パッド)、タンポン及びタンポンアプリーケーター；

(2)ウェットワイプ、即ち予め湿らされたパーソナルケア及び家庭用ワイプ；

(3)フィルター付きタバコ製品及びタバコ製品と組み合わせて使用するため市販されている

フィルター：

(4)飲料用カップ。

パート E

I.拡大生産者責任に関し第8条(2)にカバーされるシングルユースプラスチック製品

(1)食品容器、即ちカバーの有無に係らず、つぎの食品を入れるため使用される箱のような入れ物：

(a)その場での又は持ち帰りにより直ぐの消費を目的とし、

(b)通常は入れ物から消費され、そして、

(c)調理、煮沸又は加熱など何らかの追加の調製なしで消費できる。

ファストフードに使用される食品容器又はすぐに消費可能な他の食事を含め。但し飲料容器、プレート、及び食品を含むパッケージやラップは除く；

(2)更なる調理なしにパッケージやラップから直ちに消費が意図される食品を含む軟質素材で製造されたパッケージやラップ；

(3)最大3リットルまでの容量の飲料容器、即ちキャップと蓋を含む飲料ボトル、及びキャップと蓋を含む複合飲料包装など液体を入れるため使用される入れ物。ただしプラスチック製のキャップや蓋をもつガラス製及び金属製の飲料容器ではないもの；

(4)飲料用カップ、それらのカバーと蓋を含め；

(5)指令94/62/EC第3条ポイント1cに規定された軽量のプラスチック製キャリアバッグ。

II.拡大生産者責任に関し第8条(3)にカバーされるシングルユースプラスチック製品

(1)ウェットワイプ、即ち予め湿らされたパーソナルケア及び家庭用ワイプ；

(2)バルーン、消費者に配布されない産業用その他専門的な使用及び用途のためのバルーンを除き。

III.拡大生産者責任に関し第8条(3)にカバーされる他のシングルユースプラスチック製品

フィルター付きタバコ製品及びタバコ製品と組み合わせて使用するために市販されている

るフィルター。」

パート F 分別収集に関する第 9 条及び製品要件に関する第 6 条(5)に含まれるシングルユースプラスチック製品

キャップとフタを含め、最大 3 リットルの容量のボトル。ただしつぎでないもの：

(a)プラスチック製のキャップや蓋を持つガラス製及び金属製の飲料ボトル、

(b)規則 (EU) No 609/2013 第 2 条ポイント (g) に規定されている液状の特殊医療目的の食品用に意図され使用される飲料ボトル。

パート G 意識向上に関し第 10 条にカバーされるシングルユースプラスチック製品

(1)食品容器、即ちカバーの有無に係らず、つぎの食品を入れるため使用される箱のような入れ物：

(a)その場での又は持ち帰りにより直ぐの消費を目的とし、

(b)通常は入れ物から消費され、そして、

(c)調理、煮沸又は加熱など何らかの追加の調製なしで消費できる。

ファストフードに使用される食品容器又はすぐに消費可能な他の食事を含め。但し飲料容器、プレート、及び食品を含むパッケージやラップは除く；

(2)更なる調理なしにパッケージやラップから直ちに消費が意図される食品を含む軟質素材で製造されたパッケージやラップ；

(3)最大 3 リットルまでの容量の飲料容器、即ちキャップと蓋を含む飲料ボトル、及びキャップと蓋を含む複合飲料包装など液体を入れるため使用される入れ物。ただしプラスチック製のキャップや蓋をもつガラス製及び金属製の飲料容器ではないもの；

(4)飲料用カップ；

(5)フィルター付きタバコ製品及びダバコ製品と組み合わせて使用するために市販されているフィルター；

(6)ウェットワイプ、即ち予め湿らされたパーソナルケア及び家庭用ワイプ；

(7)バルーン、消費者に配布されていない産業用その他専門的な使用及び用途のためのバルーンを除き；

(8)指令 94/62/EC 第 3 条ポイント 1c に規定された軽量のプラスチック製キャリアバッグ；

(9)生理用ナプキン（パッド）及びタンポンとタンポンアプリケーター」